

各専門部会の決定事項

(広報専門部会)

- 【資料1】 記録センター・プレスセンター設置要領…………… 1
 【資料2】 報道ハンドブック作成要領…………… 3

(競技専門部会)

- 【資料3】 三重県開催競技種目別大会における役員及び補助員の服飾デザイン…………… 7
 【資料4】 三重県開催競技種目別大会プログラム作成要領の変更…………… 9
 【資料5】 共通制作物の調達に関する要項…………… 15
 【資料6】 服飾の調達に関する要項…………… 17
 【資料7】 平成30年度競技役員等養成事業実施要項…………… 19

(式典専門部会)

- 【資料8】 総合開会式式典音楽使用曲…………… 21
 【資料9】 総合開会式式典に関わる服飾対応…………… 23
 【資料10】 草花装飾本栽培実施計画…………… 25
 【資料11】 総合開会式運営本部体制…………… 27
 【資料12】 総合開会式一般観覧者募集要項…………… 29
 【資料13】 総合開会式招待者選定基本方針…………… 31
 【資料14】 総合開会式式典アナウンサーの編成方針…………… 33

(輸送・警備専門部会)

- 【資料15】 総合開会式輸送計画…………… 35
 【資料16】 総合開会式警備防災・危機管理計画…………… 37
 【資料17】 総合開会式避難誘導計画…………… 41
 【資料18】 総合開会式会場管理運営要領…………… 43
 【資料19】 総合開会式における遺失物、取得物及び迷子の取扱要領…………… 49
 【資料20】 防災・危機管理マニュアル（総合開会式）…………… 51

平成30年度全国高等学校総合体育大会
記録センター・プレスセンター設置要領

1 趣旨

平成30年度全国高等学校総合体育大会において競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、競技運営等の問い合わせに対応し、また、取材活動を円滑に推進するため、記録センター及びプレスセンターを設置する。

2 開設期間及び時間

(1) 開設期間

平成30年7月26日(木)～平成30年8月20日(月)

(2) 開設時間

午前9時から午後9時まで(競技の進行状況により変更する場合もある。)

3 設置場所

吉田山会館 第206会議室(三重県津市栄町1丁目891)

4 業務内容

(1) 記録センター

- ア 競技記録の収集と取りまとめ
- イ 電話での競技記録などの各種問い合わせに対応
- ウ 競技の進行状況の確認及びプレスセンターへの情報提供

(2) プレスセンター

- ア 報道関係者等への作業スペース(約20席)の提供
- イ FAX、コピーサービス及びPC検索サービスの提供
- ウ インターネット接続環境の提供
- エ 全競技結果の提供

5 配置人員

記録センター若しくは実行委員会事務局に次の人員を置く。

センター長(1名)、事務局員(2名程度)、運営員(引率教員1名)、
運営補助員(高校生2名程度)

(ただし、運営員及び運営補助員の従事期間等は別に定める。)

6 設置機器

(1) 記録センター

- ア 複合機 1台 (プレスセンターと共有)
- イ 業務用PC 5台
- ウ 電話 5台
- エ FAX複合機 4台

(2) プレスセンター

- ア 閲覧用PC 1台

7 その他

この要領に定めるもののほか、記録センター等の業務運営に関して必要な事項は別に定める。

平成30年度全国高等学校総合体育大会
報道ハンドブック作成要領

1 作成内容

本要領により、次の資料を作成してください。

- (1) 「平成30年度全国高等学校総合体育大会競技種目別報道取材に関する留意事項」
(様式1)
(2) 「会場図」及び「会場アクセスに関する情報」

2 作成上の留意点

- (1) 「平成30年度全国高等学校総合体育大会競技種目別報道取材に関する留意事項」(様式1)について

別添様式1(例)を参考に、下記の項目について記入してください。

【競技種目名：○○競技、会場地市町名：○○市(○○町)】

(ア) 行動範囲 (競技会場における取材)	取材記者	①報道員の受付、標識(腕章・ビブス等)の着用、撮影ルール等について記入してください。 ②取材記者とスチール・ムービーに分けて記入してください。 ③航空取材(ヘリコプターなどによる空からの撮影取材)に制限を付ける場合は、その旨記入してください。
	スチール・ムービー	
(イ) 記録成績の速報方法		①配布場所、配布方法、配布時間(タイミング)等について記入してください。
(ウ) 記録等の電話照会		①下記の表記で統一します。但し、開催地実行委員会等における留意事項があれば、追加・修正をしてください。 1 電話・FAX・メールでの照会は、ご遠慮ください。 2 競技結果は記録センターに集約されます。
(エ) 面接取材の方法		①インタビューエリア、時間帯(タイミング)、申込方法等について記入してください。
(オ) その他		①競技の撮影にあたり、中央競技団体・県競技団体、市町等に撮影許可が必要な場合は、その旨記入してください。 ②駐車場利用における制限等について記入してください。 ③その他会場において、報道員に周知しておきたいことなどを記入してください。

(2) 「会場図」及び「会場アクセスに関する情報」(様式自由)について

ア 報道員の受付場所及び撮影エリアなど、競技会の取材に関する施設の位置がわかる会場図を提出願います。また、各県アクセスマップ作成のための最寄駅や最寄IC等、会場アクセスに関する情報について提供願います。

イ 電子ファイルで提出してください。形式(使用ソフト)は問いません。

ウ 報道用以外の施設名称などが記載されていても構いません(既存の図面を提出してもよい)。

3 先催県資料

下記URLから、H29年度版報道ハンドブックが閲覧できますので、参考にしてください。

URL : <http://2017soutai.jp/press/entry-1522.html>

4 提出期限及び方法

- ・平成〇〇年〇月〇〇日(〇)期限厳守。
- ・作成データを電子メールで提出してください。

提出先 担当:〇〇 Email:

平成30年度全国高等学校総合体育大会
競技種目別報道取材に関する留意事項

競技種目名 会場地市町名

	区 分	留 意 事 項
行動範囲	取材記者	
	スチール・ムービー	
	記録成績の速報方法	
	記録等の電話照会	1 電話・FAX・メールでの照会は、ご遠慮ください。 2 競技結果は記録センターに集約されます。
	面接取材の方法	
	その他	

様式1(例)

平成30年度全国高等学校総合体育大会
競技種目別報道取材に関する留意事項

F列～R列の幅は変更しないで下さい。(48ピクセル)

競技種目名 水泳(飛込・水球)

会場地市町名

〇〇市

区分	留意事項
8行～13行の高さは文字数に合わせ、適宜変更して下さい。	<ol style="list-style-type: none"> 1 プレス受付とプレス席(プールサイド)を設けます。 2 別添会場図の動線に従い取材するようにしてください。(当日も受付で配布します。)招集所・役員控室・更衣室など立ち入り禁止区域に入らないでください。 3 特に競技進行の妨げになる取材はご遠慮ください。 4 競技役員との情報交換は、全て報道担当者を通じて行ってください。 5 係員の指示に従わない場合及び競技運営上支障をきたす行動と判断した場合は、会場から退場していただく場合があります。予めご了承ください。
行動範囲 スチール・ムービー	<ol style="list-style-type: none"> 1 別添会場図の通り、撮影区域を指定します。(当日も受付で配布します)競技運営の妨げにならないようにご協力ください。 2 カメラマンは、プールサイドでは必ず報道用ビブスを着用してください。(受付時に配布します。) 3 開閉会式・表彰式での撮影は、進行を妨げないようにご協力ください。 4 競技運営上支障がありますので、フラッシュやライトは使用しないでください。 5 スタンドでは、観客の妨げにならないように撮影をしてください。 6 係員の指示に従わない場合及び競技運営上支障をきたす行動と判断した場合は、会場から退場していただく場合があります。予めご了承ください。
記録成績の速報方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛込は競技開始前にスタートリストを、競技終了後にリザルトをミックスゾーンのビジョンボックスとプールサイド内の報道席に配布します。 2 水球は競技終了後に場内放送を行い、組合せ表示板及び、速報版に掲示します。リザルトは、ミックスゾーンのビジョンボックスに配布します。
記録等の電話照会	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話・FAX・メールでの照会は、ご遠慮ください。 2 競技結果は記録センターに集約されます。
面接取材の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 選手への取材は、当該校の代表者の許可を得たうえで競技運営に支障がない時間にミックスゾーンで行ってください。 2 競技終了後、表彰式前の面接取材はご遠慮ください。 3 競技会場以外での取材はご遠慮ください。特に練習会場や宿泊先での取材はお断りします。 4 選手は、競技終了後、ミックスゾーンを通過して退場します。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 取材にあたっては、県総合プール1階受付にて来場日ごとに受付をし、必ず規定の報道員IDカードを首から上げるとともに、自社の腕章などを着用してください。 2 プールサイドは、全面土足厳禁です。専用の上履きを持参し使用するか、裸足としてください。 3 報道員用の駐車スペースは特に設けません。 4 館内は全て禁煙です。 5 その他不明な点は、競技運営報道担当にお尋ねください。

作成上の注意事項

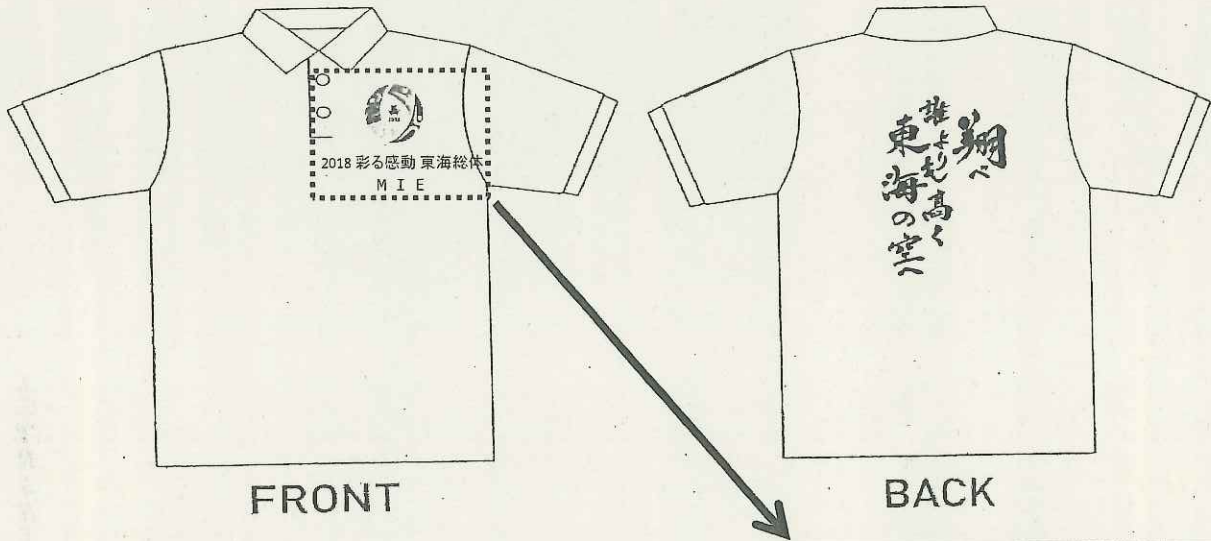
①フォント・文字サイズ…MS明朝11p

②本文中の数字に関しては全角とする。

③見出し記号の横には「1.」の様に「.」(ピリオド)を打たないで、1字空けて次の字を書きだす。

④セル内での改行は「ALT」+「ENTER」

三重県開催競技種目別大会における役員及び補助員の服飾デザインについて
ポロシャツ及びTシャツ



FRONT

BACK

・ポロシャツ、Tシャツの配色(全11色)
ホワイト、ブラック、ネイビー、ロイヤルブルー、ターコイズ
サックス、レッド、ホットピンク、オレンジ、グリーン、ライム

・帽子の配色(全7色)
ブラック×ホワイト、ネイビー×ホワイト、レッド×ホワイト
ロイヤルブルー×ホワイト、グリーン×ホワイト
オレンジ×ホワイト、ピンク×ホワイト

・ハーフパンツの配色(全5色)
ブラック、ネイビー、グレー、レッド、ロイヤルブルー



帽子

ハーフパンツ



平成30年度全国高等学校総合体育大会
三重県開催競技種目別大会プログラム作成要領

1 基本方針

平成30年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会プログラムは、「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」に基づき、会場地市町実行委員会（以下「会場地市町」という。）が、（公財）全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）専門部、三重県高等学校体育連盟専門部、三重県競技団体及び三重県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と協議し、作成するものとする。

- (1) 大会の趣旨に基づき、組合せ、競技日程等を中心にした必要最小限の掲載内容とする。
- (2) 掲載内容は、各競技種目ともできる限り統一する。
- (3) 広告は、会場地市町及び県実行委員会で調整のうえ掲載する。

2 日 程

平成29年10月～ 平成30年6月30日 7月上旬 7月中旬	会場地市町は原案作成 県実行委員会から市町実行委員会へプログラム掲載資料の提供 大会参加申込み締切 組合せ抽選会及びプログラム編成 競技種目別大会プログラムを印刷し、関係機関へ送付
---	--

3 掲載内容と順序及び編成区分

掲載内容と順序	編成区分		
	県	市町	作成方法等
(1) 表紙 ア 競技を表す図案又は写真を使用することができる。 イ 表題「平成30年度全国高等学校総合体育大会」又は「平成30年度全国高等学校総合体育大会〇〇競技大会」を大きく表し、各競技種目別大会名を兼ねて掲載する場合は、表題より小さく表す。 ウ 期日、会場、主催、後援、主管及び特別協賛・協賛を明示する。 エ 高体連マークを掲載する。 オ 大会愛称、スローガン、シンボルマークを掲載する。 カ 背表紙には、表題「平成30年度全国高等学校総合体育大会〇〇競技大会」、「市町実行委員会名」を記載する。		○	当該競技の特性を活かして作成する。表紙裏、裏表紙・裏については、全国高等学校体育連盟指定広告を掲載することがある。
(2) 高体連マークの由来、大会愛称、スローガン、シンボルマークの説明	○		県実行委員会から市町実行委員会へ提供する。
(3) 高体連の歌（楽譜と歌詞）	○		
(4) 目次		○	
(5) あいさつ等 ア あいさつ イ あいさつ ウ 祝辞 エ 歓迎の言葉 オ 歓迎の言葉 カ 歓迎の言葉	(公財)全国高等学校体育連盟会長 競技種目別全国中央競技団体長 文部科学大臣 三重県知事 会場地市町長 会場地市町生徒代表	○ ○ ○ ○ ○	県の区分については、県実行委員会から市町実行委員会へ提供する。 あいさつ者の顔写真を入れる。 ※各競技の意向により別途あいさつ等を掲載する場合もある。

掲載内容と順序	編成区分		
	県	市町	作成方法等
(6) 平成30年度全国高等学校総合体育大会役員	○		県の区分については、県実行委員会から市町実行委員会へ提供する。
(7) 競技種目別大会役員等 ア 大会役員 イ 競技役員、運営役員及び補助員	○	○ ○	アの全国高体連関係分については、県実行委員会から市町実行委員会へ提供する。
(8) 式典 競技種目別開会式次第及び閉会式次第		○	
(9) 競技日程及び組合せ（タイムテーブルを含む）		○	
(10) 競技会場、練習会場案内図及び競技会場見取図		○	
(11) 得点表（成績記録表）		○	
(12) 過去の成績		○	
(13) 参加選手、監督名簿		○	
(14) 案内 ア 熱中症事故防止について イ 医療対策について ウ 大会放送予定（NHK放送時刻・公式サイト・競技記録結果等） エ 公式サイト、競技記録結果インターネット検索サービス、競技記録結果電話案内サービス等 オ 交通案内（電車・バス・タクシー） カ その他必要となる関係情報（競技の概要等）	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	県の区分については、県実行委員会から市町実行委員会へ提供する。
※ 上記の内容以外を掲載する場合は、先催県のプログラム等を参考とする。			

4 印刷

必要部数を印刷する。

5 提出

317部（陸上競技は417部）を県実行委員会へ提出する。

6 配布基準

全国高等学校総合体育大会開催基準要項及び競技種目別実施要項の定めるところによる。

7 規格

A4判 縦左綴じとする。

附 則

この要領は、平成28年6月30日から施行する。

この要領は、平成29年10月20日から施行する。

平成30年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会プログラム作成スケジュール

期日	全国高体連	県実行委員会	会場地市町実行委員会	備考	
H29年 11月以降 H30年 1~3月	<p>【作成依頼受領】 (5-ア)全国高体連会長「あいさつ」 (5-ウ)文部科学大臣「祝辞」</p>	<p>【原稿作成準備】 (6)大会役員名簿</p> <p>【原稿作成・提供】(三重県) (2)高体連マーク由来、大会愛称・スローガン・シンボルマークの説明 (3)高体連の歌</p> <p>【原稿依頼】(三重県) (5-ア)全国高体連会長「あいさつ」 (5-ウ)文部科学大臣「祝辞」</p> <p>【原稿依頼】(三重県一各学校) (5-カ)歓迎の言葉等 会場地市町代表生徒等</p>	<p>【原稿作成準備】 (7)競技種目別大会役員名簿</p> <p>【原稿受取】 (2)高体連マーク由来、大会愛称・スローガン・シンボルマークの説明 (3)高体連の歌</p>	大会役員編成基準表 競技種目別大会役員編成基準表	
4月	上旬		<p>【原稿依頼】 (5-イ)関係中央競技団体会長「挨拶」* (5-オ)会場地市町長「挨拶」* ※全国高体連各競技専門部長等「挨拶」*</p>	*スケジュール確認が必要	
	下旬	<p>【確認作業】 (6)大会役員名簿 文科省、全国高体連、日体協等</p>	<p>【原稿準備】 (7)競技種目別大会役員名簿調整 (県関係分)</p> <p>【原稿依頼】(三重県) (6)大会役員名簿 文科省、全国高体連、日体協等</p> <p>【原稿確認作業】(確定まで) (7)競技種目別大会役員名簿 (会場地市町関係分)</p>		
5月	上旬				
	中旬				
	下旬				
6月	上旬	<p>【原稿受取】 (14-ア)熱中症事故の防止について (14-カ)その他必要となる関係情報</p> <p>【原稿提供】 (5-ア)全国高体連会長「あいさつ」 (5-ウ)文部科学大臣「祝辞」</p>	<p>【原稿受取】 (14-ア)熱中症事故の防止について (14-カ)その他必要となる関係情報</p> <p>【原稿受取・提供】 (5-ア)全国高体連会長「あいさつ」 (5-ウ)文部科学大臣「祝辞」 (5-エ)県知事「歓迎のことば」</p>	<p>【原稿受取】 (14-ア)熱中症事故の防止について (14-カ)その他必要となる関係情報 印刷色校正提出準備(会場地対応) (読売等から会場地へ送付)</p> <p>【原稿受取】(随時) (5-ア)全国高体連会長「あいさつ」 (5-ウ)文部科学大臣「祝辞」 (5-エ)県知事「歓迎のことば」</p>	
	中旬	<p>【原稿提供】(確定後) (6)大会役員名簿 文科省、全国高体連、日体協等</p>	<p>【原稿受取・提供】 (6)大会役員名簿(三重県) 文科省、全国高体連、日体協等</p>	<p>【原稿受取】(会場地市町⇄関係高校) (5-イ,オ,※)歓迎の言葉等 (5-カ)会場地市町代表生徒等</p> <p>【原稿受取】 (6)大会役員名簿 文科省、全国高体連、日体協等</p>	
	下旬	<p>【確認作業】 (14-ウ)NHK大会放送予定</p> <p>【確認作業】 (14-ウ)競技結果URL等</p>	<p>【原稿準備・提供】(三重県) (14-ウ)NHK大会放送予定等 (14-ウ)競技結果URL等 (14-エ)公式サイト等</p>	<p>【原稿受取】 (14-ウ)NHK大会放送予定等 (14-ウ)競技結果URL等 (14-エ)公式サイト等</p>	
	下旬	【参加申込書提出期限】(※水球は、7月27日)			
7月	上旬	【抽選会・番組編成会議等終了】(※水球は、8月3日)			
	下旬		<p>【プログラム発送】7/20以降 全国及び各都道府県高体連等 ※水球は8月上旬</p>	<p>【プログラム提出】 7/20(水球は、8月上旬)</p> <p>【プログラム配布】 関係機関等</p>	

★1 各種挨拶文は、写真入りとなります。

★2 「競技種目別大会プログラム作成要領」を参照のうえ作成願います。

大会（競技種目別大会） 役員の委嘱に関する申し合わせ事項

1 大会役員

- | | | | |
|--------------------|---|------------|----------|
| (1) 文部科学省 | } | 委嘱状送付 | 全国高体連対応 |
| (2) (公財)日本体育協会 | | | |
| (3) 中央競技団体 | | | |
| (4) (公財)全国高等学校体育連盟 | | | |
| ア 会長・副会長・専務理事・事務局長 | } | 委嘱状不要 | |
| イ 理事・監事 | | | |
| ウ 評議員 | | | |
| エ 名誉顧問・参与 | | | |
| オ 都道府県会長・理事長 | | | |
| カ 中央委員会委員 | | | |
| キ 各競技専門部長 | | | |
| (5) 全国高等学校長協会会長 | | 委嘱状送付 | 全国高体連対応 |
| (6) 開催都道府県関係 | | 委嘱状要・不要の判断 | 開催県実行委対応 |
| (7) 共催者 | | 委嘱状不要 | |
| (8) NHK | | 委嘱状送付 | 全国高体連対応 |

2 競技種目別大会役員

- | | | | |
|-----------------------|---|------------|----------|
| (1) (公財)全国高等学校体育連盟 | } | 委嘱状不要 | |
| ア 会長・副会長・専務理事・事務局長 | | | |
| イ 理事・監事 | | | |
| ウ 評議員 | | | |
| エ 名誉顧問・参与 | | | |
| オ 都道府県会長・理事長 | | | |
| カ 中央委員会委員 | | | |
| キ 各競技専門部長 | | | |
| (2) 中央競技団体 | } | 委嘱状送付 | 市町村実行委 |
| (3) 開催都道府県関係 | | | |
| (4) 会場地市町村関係 | | 委嘱状要・不要の判断 | 市町村実行委対応 |
| (5) 大会委員長・審判委員長・競技委員長 | | 委嘱状送付 | 市町村実行委 |
| (6) 共催者 | | 委嘱状不要 | |

平成30年度全国高等学校総合体育大会に係る共通製作物の調達に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、次に掲げる共通製作物を調達するに際し、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下「三重県実行委員会」という。）、平成30年度全国高等学校総合体育大会岐阜県実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）、平成30年度全国高等学校総合体育大会静岡県実行委員会（以下「静岡県実行委員会」という。）及び平成30年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会（以下「愛知県実行委員会」という。）が業務の主体となり、受注者を決定し、三重県実行委員会、岐阜県実行委員会、静岡県実行委員会、愛知県実行委員会（以下「東海ブロック各県実行委員会」という。）及び全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会（以下「和歌山県実行委員会」という。）、平成30年度全国高等学校総合体育大会各会場地市町実行委員会（以下「各市町実行委員会」という。）がそれぞれ必要とする物品の調達を実施するものとする。

- (1)参加章（愛知県実行委員会）
- (2)入賞メダル（岐阜県実行委員会）
- (3)大会ガイドブック（静岡県実行委員会）
- (4)報道のしおり（三重県実行委員会）
- (5)大会報告書（三重県実行委員会）

(調達業務の実施)

第2条 東海ブロック各県実行委員会は、仕様書に基づき、共通製作物の調達を行うものとする。

- 2 東海ブロック各県実行委員会、和歌山県実行委員会及び各市町実行委員会（以下「東海ブロック各県実行委員会等」という。）は、別表に定める項目を実施するものとする。

(危険負担)

第3条 契約物件について、東海ブロック各県実行委員会等が実施する検査に合格するまでに生じた損害は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち東海ブロック各県実行委員会等の責めに帰すべき事由により生じたものについては、東海ブロック各県実行委員会等が負担するものとする。

(代金の支払)

第4条 東海ブロック各県実行委員会等は、受注者から東海ブロック各県実行委員会との契約金額又は単価契約に係る納入物件の代金の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

- 2 東海ブロック各県実行委員会において負担する金額が、消費税により円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、これら端数の通算した額は第1条に定める物品毎に、調達の実施主体となる東海ブロック各県実行委員会が負担するものとする。

(要項の変更)

第5条 この要項の内容を変更する必要があるときは、東海ブロック各県実行委員会等が協議のうえ、これを変更するものとする。

(定めのない事項の処理)

第6条 この要項に定めのない事項及びこの要項に関して疑義が生じたときは、東海ブ

ブロック各県実行委員会等が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

- 1 この要項の有効期間は、要項制定の日からこの要項に定めた全ての事項が完了するまでの期間とする。

【別表】

項 目	実施主体																						
1. 契約締結に関すること	三重県実行委員会 岐阜県実行委員会 静岡県実行委員会 愛知県実行委員会																						
2. 発注に関すること	以下の区分により実施 <table border="1" data-bbox="743 824 1423 958"> <thead> <tr> <th colspan="2">参加章</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初発注</td> <td>愛知県実行委員会</td> </tr> <tr> <td>追加発注</td> <td>東海ブロック各県実行委員会等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="743 1003 1423 1137"> <thead> <tr> <th colspan="2">入賞メダル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初発注</td> <td>岐阜県実行委員会</td> </tr> <tr> <td>追加発注</td> <td>東海ブロック各県実行委員会等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="743 1182 1423 1272"> <tbody> <tr> <td></td> <td>大会ガイドブック</td> </tr> <tr> <td>発注</td> <td>静岡県実行委員会</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="743 1317 1423 1406"> <tbody> <tr> <td></td> <td>報道のしおり</td> <td>大会報告書</td> </tr> <tr> <td>発注</td> <td colspan="2">三重県実行委員会</td> </tr> </tbody> </table>	参加章		当初発注	愛知県実行委員会	追加発注	東海ブロック各県実行委員会等	入賞メダル		当初発注	岐阜県実行委員会	追加発注	東海ブロック各県実行委員会等		大会ガイドブック	発注	静岡県実行委員会		報道のしおり	大会報告書	発注	三重県実行委員会	
参加章																							
当初発注	愛知県実行委員会																						
追加発注	東海ブロック各県実行委員会等																						
入賞メダル																							
当初発注	岐阜県実行委員会																						
追加発注	東海ブロック各県実行委員会等																						
	大会ガイドブック																						
発注	静岡県実行委員会																						
	報道のしおり	大会報告書																					
発注	三重県実行委員会																						
3. 納品検査に関すること	東海ブロック各県実行委員会等																						
4. 支払いに関すること	同上																						

平成30年度全国高等学校総合体育大会の服飾の調達に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下「三重県実行委員会」という。）及び平成30年度全国高等学校総合体育大会各会場
地市町実行委員会（以下「各市町実行委員会」という。）がそれぞれ必要とする
服飾の調達について、三重県実行委員会が服飾の調達業務の主体となり、受注者を
決定し、一括して服飾の調達を実施することで、品質の向上や調達費用及び調達業務
の削減を目的とするものとする。

(調達業務の実施)

第2条 三重県実行委員会は、仕様書に基づき、服飾の調達を行うものとする。

2 三重県実行委員会及び各市町実行委員会（以下「三重県実行委員会等という。」）
は、別表に定める項目により、調達業務を実施するものとする。

(危険負担)

第3条 契約物件について、三重県実行委員会等が実施する検査に合格するまでに
生じた損害は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち
三重県実行委員会等の責めに帰すべき事由により生じたものについては、三重
県実行委員会等が負担する。

(代金の支払)

第4条 各実行委員会は、受注者から代金の請求を受けたときは、その日から起算し
て30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(要項の変更)

第5条 この要項の内容を変更する必要があるときは、三重県実行委員会等が協議の
うえ、これを変更するものとする。

(定めのない事項の処理)

第6条 この要項に定めのない事項及びこの要項に関して疑義が生じたときは、三重県
実行委員会等が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

1 この要項の有効期間は、要項制定の日からこの要項に定めた全ての事項が完了する
までの期間とする。

【別表】

項 目	実施主体
1. 契約締結に関する事	三重県実行委員会
2. 発注に関する事	三重県実行委員会及び各市町実行委員会
3. 納品検査に関する事	同上
4. 支払いに関する事	同上

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催競技種目別大会
平成30年度競技役員等養成事業実施要項

1 趣 旨

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催競技種目別大会における競技の公正と円滑な大会運営を図るため、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催競技種目別大会運営基本構想「6 競技・運営役員等の養成」に基づき、競技役員等養成事業を実施する。

2 主 催

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）

3 主 管

三重県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）
三重県関係競技団体（以下「県競技団体」という。）

4 期 間

平成30年4月1日（日）～平成30年8月20日（月）

5 内 容

- (1) 県内講習会等を実施し、競技役員及び競技補助員を養成する。
- (2) 県外講習会等へ派遣し、競技役員を養成する。

6 講師、参加対象及び人員

講師、参加対象及び人員等については、県実行委員会、県高体連、県競技団体が協議し決定する。

7 経 費

県実行委員会は、当該事業の実施に必要と認める経費を予算の範囲内において、県高体連に補助することができる。

8 事業の実施

運営については、県実行委員会と県高体連、県競技団体及び会場地市町が連携し実施する。

【 参 考 】

役員・補助員等の定義

大会役員	◆大会の全般的な大会・競技運営に関係する代表者 (会長・副会長・顧問・参与等)	◆編成基準による (全国高体連)
競技種目別大会役員	◆競技種目別大会の全般的な競技運営に関係する代表者 (会長・副会長・顧問・参与等)	

名 称		業 務 ・ 役 割 等	事 業 内 容
競技役員	審判員	●試合をルールに則って厳密かつ円滑に進行・成立させる役割を担い、定められた基準や認定等の資格を有し、勝敗の判定を直接下す役員。 (レフリー・アンパイア等)	●競技役員等養成事業
		●審判員以外で、競技運営に直接携わる役員(記録員、用具係等)	
競技補助員		●競技役員の補助として、競技運営を補助する者(主として高校生)	
運営役員		○競技以外の運営に携わる役員 (輸送・警備・宿泊等)	○会場地市町で養成
運営補助員		○競技以外の運営に携わる役員を補助する者(接待・美化・駐車場等)	

(1) ◆印は、全国高体連、県実行委員会・会場地市町または会場地市町実行委員会の協議により決定する。

(2) ●印は、県実行委員会の主催で県高体連・県競技団体が主管し養成する。

(3) ○印は、会場地市町または会場地市町実行委員会が計画し養成する。

附 則

この要項は、平成30年3月6日から施行する。

平成30年度全国高等学校総合体育大会
総合開会式 式典音楽使用曲

資料 8

1 選手団入場曲(約20分)

曲順	曲名	吹奏楽	器楽	合唱	時間	楽譜	備考
1	委嘱曲 (宮川彬良さん作曲)	○	/	/		準備中	リピート有
2	ブルー・マリーン (三重国体マーチ)	○	/	/		有	
3	マーチ三重 (S48IHマーチング演技曲)	○	/	/		有	

2 選手団移動曲(約10分)

曲順	曲名	吹奏楽	器楽	合唱	時間	楽譜	備考
1	風花 (案)	○	/	○			第33回全国高総文祭(三重県大会)イメージソング
2	旅立ちの時 ～Asian Dream Song～ (案)	○	/	○			長野パラリンピックテーマ曲

3 選手団退場曲(約10分)

曲順	曲名	吹奏楽	器楽	合唱	時間	楽譜	備考
1	未定	○	/				選手団激励の場面と併せて検討

4 ファンファーレ

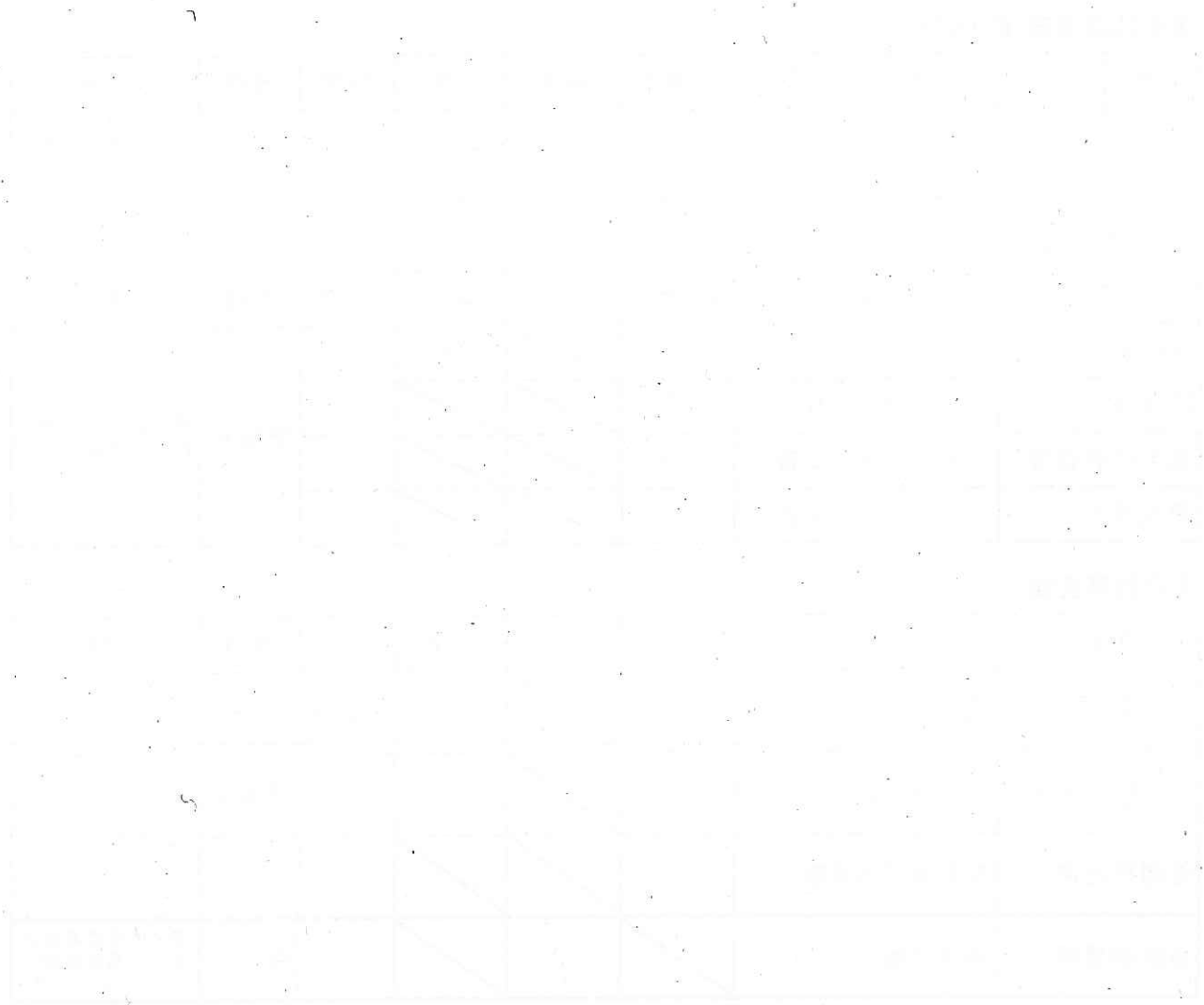
次第	曲名	吹奏楽	器楽	合唱	時間	楽譜	備考
開式通告	ファンファーレⅠ	○	/	/		準備中	委嘱曲(宮川彬良さん作曲)
開会宣言	ファンファーレⅡ	○	/	/			
選手代表宣誓	ファンファーレⅢ	○	/	/			
閉式通告	ファンファーレⅣ	○	/	/			

5 その他演奏曲

次第	曲名	吹奏楽	器楽	合唱	時間	楽譜	備考
国旗儀礼	国歌「君が代」	○	/	○	1:00	有	
大会旗・県旗儀礼	高体連の歌	○	/	○	0:55	準備中	
優勝杯返還	表彰曲「得賞歌」	○	/	/	0:30	有	
皇族御着席	風花 (案)	/	○	/		有	第33回全国高総文祭(三重県大会)イメージソング

全大自科合創研中專國空軍系01194
功研創基研 機六 研空國空防

【 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000



式典に関わる服飾対応

資料 9

係	No.	業務内容	担当校等	対応策	備考 (対象者概数)
式典	1	合唱隊	県内合唱部	ポロシャツ	100 名
	2	吹奏楽隊	白子高校	各校準備 ポロシャツ	100 名
	3	ファンファーレ	皇學館高校	各校準備 ポロシャツ	20 名
	4	器楽	県内高校	各校準備 ポロシャツ	14 名
	5	進行放送(アナウンサー)	県内選抜	各校準備 ポロシャツ	8 名
	6	先導隊	四日市商業高校 バトン部	演技衣装準備 ポロシャツ	8 名
	7	プラカード (都道府県担当) (後進隊担当)	県内バトン部	演技衣装準備 ポロシャツ	68 名
歓迎 演技	8	和太鼓	稲葉特別支援学校	演技衣装準備 ポロシャツ	20 名
	9	体操競技	県内体操部	演技衣装準備 ポロシャツ	15 名
	10	新体操	県内新体操生徒	演技衣装準備 ポロシャツ	41 名
	11	司会	松阪工業高校吹奏楽部	演技衣装準備 ポロシャツ	2 名
	12	ダンスパフォーマンス	三重高校ダンス部	演技衣装準備 ポロシャツ	100 名
	13	マーチング	相可吹奏楽部 松阪工業吹奏楽部 三重吹奏楽部	演技衣装準備 ポロシャツ	80 名
	14	カラーガード	松阪工業高校ダンス部	演技衣装準備 ポロシャツ	25 名
選手団 激励	15	選手団激励	高校生活動推進委員	演技衣装準備 ポロシャツ	68 名
補助員 役員	16	補助員	県内高校生	ポロシャツ	440 名
	17	運営役員	県内教職員等	ポロシャツ	300 名
				計 約	1,400 名

平成30年度全国高等学校総合体育大会 草花装飾本栽培実施計画

1 趣 旨

平成30年7月26日（木）から8月20日（月）までの期間に開催される「2018 彩る感動 東海総体」の総合開会式会場及び県内15種目の競技種目別大会会場の草花装飾に万全を期すため、試験栽培、試作の結果に基づき、本栽培を実施する。

2 本栽培の概要

(1) 目 的

- ① 各担当校が、担当する会場のそれぞれの開催期間（7月下旬～8月）に開花最盛期を合わせた播種の調整及び栽培を行う。
- ② 各担当校が、試作結果に基づいた屋外装飾物・屋内装飾物デザイン・品種別栽培・育成管理の改善を行い栽培・制作をする。

(2) 開始時期

平成30年当初～（草花の種類により平成29年から播種開始）

(3) 実施校及び計画

【プランター】

担当校	花の種類	プランター数
四日市農芸	サルビア、マリーゴールド、ベゴニア	270基
久居農林	サルビア、マリーゴールド、ベゴニア、 日日草、ミムラス、メランポディウム	60基
明野	サルビア、マリーゴールド、	330基
相可	サルビア、マリーゴールド、ナデシコ	330基
伊賀白鳳	サルビア、マリーゴールド、ベゴニア、 インパチェンス、百日草、日日草、トレニア	270基
愛農学園	サルビア、マリーゴールド	30基

【大型草花装飾物】

担当校	大型草花装飾物	
四日市農芸	シンボルマークモニュメント	1基
久居農林	階段草花装飾（高体連マーク＋みえびい）	1基
伊賀白鳳	屋内草花装飾（ウイニンくん＋みえびい）	1基

(4) 資材の購入

資材の購入に関しては、平成30年度全国高等学校総合体育大会総合開会式における草花装飾の制作準備に係る必要物品の調達についてに従い、各担当校と事務局が連携をして、調達をする。

(5) 本栽培の実施（平成30年1月～8月）

各担当校は、試験栽培、試作の調査・研究結果に基づき栽培、制作を実施する。

(6) 平成30年度高等学校総合体育大会競技会場・総合開会式会場プランター担当校別紙のとおり

	部 (部長)	班 (班長)	係	主な業務内容	係長	必要 人数	担当校	教員		生徒		県教委	警備員
								運営役員	補助員	出演者			
本部長 (教育長)	総務部	運営管理班	1 管理係	全体の連絡調整、問合せ対応、報告資料作成、用品等の管理に関する業務	調整中	18	伊勢	4	8	-	6	-	
			(全国総体課)	2 案内所係	大会参加者、来場者への案内に関する業務	調整中	5	伊勢工業	2	2	-	1	-
				3 草花装飾係	草花装飾に関する設置、管理、撤収に関する業務	奥田 毅(四日市農芸)	58	(農業高校)	8	50	-	-	-
副本部長 (副教育長) (担当次長)	(全国総体課)	接伴班	4 特別接伴係	皇族への接遇・ご案内に関する業務	調整中	12	皇學館	4	6	-	2	-	
		5 招待係	登壇者等の接待に関する業務	調整中	15	セントヨゼフ	4	6	-	5	-		
本部分 (全国総体課長) (保健体育課長)	(全国総体課)	報道班	6 報道係	報道員の取材及び報道員席・報道員控室に関する業務	調整中	23	明野	7	14	-	2	-	
		7 報道誘導係	式台、宣誓台周辺への取材誘導・整理に関する業務	調整中	8	明野	3	4	-	1	-		
		医療飲料班	8 医療救護係	発症患者の早期発見・治療・救護に関する業務	調整中	13	志摩	3	6	-	4	-	
		9 飲料(弁当)係	サンプリング飲料・弁当引換所に関する業務	調整中	17	志摩	4	12	-	1	-		
		会場部	10 受付第1係	特別招待者の受付・案内誘導、IDの再発行、手荷物預かり所に関する業務	調整中	73	山商(10・48) 山高(2・11)	12	59	-	2	-	
(全国総体課)	11 受付第2係	一般招待者、報道、視察、一般観覧者の受付に関する業務	調整中	44	山高(7・35)	7	35	-	2	-			
	12 手荷物検査係	入場者の手荷物検査に関する業務(2か所)	調整中	74	伊勢(7・39) 皇學館(1・5)	8	44	-	22	-			
	場内管理班	13 場内整理係	会場内における入場者の案内誘導に関する業務	調整中	38	皇學館(5・25)	5	25	-	8	-		
(全国総体課)	14 場内警備係	場内の禁止行為への注意・警告、緊急事態発生時の対応に関する業務	外部委託	17		-	-	-	-	17			
	場外管理班	15 場外整理係	会場外における入場者の案内誘導に関する業務	調整中	39	伊勢学園(6・24) 鳥羽(1・4)	7	28	-	1	3		
(全国総体課)	16 場外警備係	場外の禁止行為への注意・警告、緊急事態発生時の対応に関する業務	外部委託	3		-	-	-	-	3			
	17 輸送交通係	計画輸送バスの運行に関する業務、交通整理、駐車場の管理に関する業務	調整中	34	鳥羽(5・20)	5	20	-	1	8			
	式典演技部	式典進行班	18 放送係 (手話・記録映像)	式典・場内放送、映像、音響及び手話、記録映像に関する業務	森 兆立(鈴鹿) (手話・記録映像)調整中	22	県内放送部	12	-	8	2	-	
(全国総体課)	(調整中)	19 先導係・プラカード係	入場行進を先導するバトントワリング、フラッグ、プラカード(プラカード管理含む)に関する業務	梅田 恵美子(四日市商)	82	四日市商業他 県内バトン部	6	-	76	-	-		
		20 選手団係	選手団の受付・整列・誘導、選手団控所の管理に関する業務	調整中	42	伊勢工業	10	30	-	2	-		
		21 式典・表彰係	式典ステージの管理・運営に関する業務	伊藤 香織(セントヨゼフ)	20	セントヨゼフ	5	15	-	-	-		
		22 行進誘導係	入場行進の誘導、運営、選手団整列指図に関する業務	小濱 幹也(松阪工業)	27	松阪工業サッ カー部	5	20	-	2	-		
		23 吹奏楽隊	式典音楽隊(吹奏楽隊)の進行、控所の管理に関する業務	桐生 智晃(白子)	102	白子	2	-	100	-	-		
		24 ファンファーレ係	式典音楽隊(ファンファーレ隊)の進行、控所の管理に関する業務	前川 幸生(皇學館)	22	皇學館	2	-	20	-	-		
		25 合唱係	式典音楽隊(合唱隊)の進行、控所の管理に関する業務	中野 綾子(宇治山田)	113	県内合唱部	13	-	100	-	-		
		26 器楽係	式典音楽隊(器楽)の進行、控所の管理に関する業務	福田 清徳(松阪商業)	16	松阪商業	2	-	14	-	-		
		演技班	27 演出係	演技全般の進行、演出に関する業務	加藤 力也(久居)	50	久居 松阪工業 相可 三重	6	44	-	-	-	
		(調整中)	28 出演者係	出演者の受付、誘導、進行補助に関する業務	調整中	5	皇學館	2	2	-	1	-	
29 和太鼓係	和太鼓の進行総括、控所の管理に関する業務		吉本 いずみ(稲葉特支)	27	稲葉特支	7	-	20	-	-			
30 体操係	体操の進行総括、控所の管理に関する業務		寺崎 雪子(いなべ総合)	24	県内体操部	6	-	18	-	-			
31 新体操係	新体操の進行総括、控所の管理に関する業務		羽場 つかさ(桑名)	47	県内新体操部 等	6	-	41	-	-			
32 演技係	演技(第2章)の進行総括、控所の管理に関する業務		西田 優樹(相可)	2	松阪工業	(1)	-	2	-	-			
33 ダンス係	ダンスの進行総括、控所の管理に関する業務		神田橋 純(三重)	103	三重	3	-	100	-	-			
34 マーチング係	マーチングの進行総括、控所の管理に関する業務		西田 優樹(相可)	84	松阪工業 相可 三重	4	-	80	-	-			
35 カラーガード係	カラーガードの進行総括、控所の管理に関する業務		宮下 由利江(松阪工業)	25	松阪工業	(1)	-	25	-	-			
36 選手団激励係	選手団激励の進行総括、控所の管理に関する業務		宮下 由利江(松阪工業)	84	高校生活動推 進委員	16	-	68	-	-			
3部	9班		36係	計	1,388		190	430	672	65	31		

第一章	緒論	1
第二章	經濟學概論	10
第三章	生產要素與生產	25
第四章	消費與效用	45
第五章	市場與價格	65
第六章	市場均衡	85
第七章	政府干預	105
第八章	外部性	125
第九章	公共物品	145
第十章	不完全競爭	165
第十一章	不完全資訊	185
第十二章	一般均衡	205
第十三章	福利經濟學	225
第十四章	發展經濟學	245
第十五章	國際貿易	265
第十六章	國際金融	285
第十七章	貨幣與銀行	305
第十八章	中央銀行	325
第十九章	金融市場	345
第二十章	證券市場	365
第二十一章	保險與儲蓄	385
第二十二章	退休計畫	405
第二十三章	社會福利	425
第二十四章	社會保險	445
第二十五章	社會救助	465
第二十六章	社會政策	485
第二十七章	社會改革	505
第二十八章	社會發展	525
第二十九章	社會進步	545
第三十章	社會理想	565

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会 総合開会式一般観覧者募集要項

1 目的

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会(以下「県実行委員会」という)が平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式(以下「総合開会式」という。)の安全かつ円滑な運営に資するため、一般観覧者の募集方法等について定める。

2 募集人数

800 人

(うち、300 人分を「児童・生徒枠」(仮称、以下略)とする。取扱いについては 9 のとおり。)

3 応募条件

小学生以下の場合は保護者等責任者の同伴を必要とする。

4 募集期間

平成 30 年 5 月 1 日(火)から平成 30 年 5 月 31 日(木)まで

5 応募方法

応募は、次の(1)または(2)のいずれかの方法で 1 人 1 回限りとし、一度に申し込める人数は 4 人までとする。

(1) 郵送

一般観覧者募集パンフレットに添付、または大会ホームページ等からダウンロードした「申込用紙」に必要事項を記入し、県実行委員会事務局あて郵送する。

(平成 30 年 5 月 31 日(木)までの消印有効)

(2) インターネット

「三重県電子申請・届出システム」(アドレス未定)により応募する。

(平成 30 年 5 月 31 日(木) 17 時 受付終了)

6 結果発表

(1) 応募多数の場合は抽選を行う。当選者は、申込単位(1 通または 1 フォーム)で決定する。当選者には、往復はがきにより当選通知を行う(複数人での申込みがあった場合は、代表者あて通知する)。当選通知は、平成 30 年 6 月 18 日(月)までに送付する。

なお、落選者に対し、落選通知は行わない。

(2) 当選通知(上記(1)の往復はがき)には、以下の 2 項目を記載する。

ア 来場意思を確認する項目

イ 当選の無効に関する注意事項

(3) 当選者への来場意思確認等を行った結果、募集人員に欠員が生じた場合は、落選者の中から再度抽選により繰上当選を決定する。

7 入場用 ID カードの発行

県実行委員会は、当選者のうち返信はがきにより来場の意思表示が確認できた当選者に入場用 ID カードを発行する。入場用 ID カードは、平成 30 年 7 月 13 日(金)を目途に発送する。

8 一般観覧者募集の周知方法

- (1) 一般観覧者募集ポスターの掲出
(総体ニュース Vol.5 による代用も検討)
- (2) 一般観覧者募集リーフレットの配布
- (3) 大会公式ホームページ、三重県公式ホームページ等での広報
- (4) 三重県の広報媒体(三重テレビデータ放送等)の活用
- (5) その他(フリーペーパーの活用、市町広報への掲載依頼等)

9 児童・生徒枠について

上記 2「募集人数」のうち、高校生以下の者は「児童・生徒枠」への応募ができるものとする。

上記 3「応募条件」及び 5「応募方法」について、保護者の人数は一申込単位あたり 1 人までとし、児童生徒枠での抽選を希望する者は、「児童・生徒枠」用の申込用紙を使用するものとする。

また、応募多数となった場合の 6(1)の抽選は、まず「児童・生徒枠」について行い、落選者は一般応募枠の中で再度抽選を行う。

なお、応募少数となった場合、残枠は一般応募枠に振替えることとする。

10 応募・問合せ先

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県吉田山会館
平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会事務局
(三重県教育委員会事務局 全国高校総体推進課内)
電話 059-224-2823 FAX 059-224-3001
電子メール interhigh@pref.mie.lg.jp
ホームページ <http://www.koukousoutai.com/2018soutai/>

平成30年度全国高等学校総合体育大会 総合開会式招待者選定基本方針

1 趣旨

平成30年度全国高等学校総合体育大会の総合開会式を開催するにあたり、大会の関係者に対して、総合開会式への出席を案内するために、招待者選定の基本的事項を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 大会の主催者及び共催者、後援者、主管者、その他関係団体及び大会協力者に対し、広く出席を案内する。
- (2) 招待者については、特別招待(原則、本人出席)、一般招待に区分するとともに、「全国」「開催県」「共催県」の区分を設ける。
- (3) 招待者数については、総合開会式会場の座席数に応じて調整する。
- (4) 招待者の選定については、上記(1)～(3)を踏まえ、招待者選定一覧表を基に、三重県、全国高等学校体育連盟(全国高体連)、共催県(岐阜県・静岡県・愛知県・和歌山県)が協議のうえ決定する。

3 招待者選定一覧表等の作成

三重県において、先催県の実績を参考に「招待者選定一覧表(案)」を作成し、それを基に全国高体連、共催県と協議し作成する。

また、招待状の送付にあたっては、「招待者名簿」を作成し、整理したうえで送付する。

4 今後のスケジュール

平成30年3月(上旬) (下旬)	第5回式典専門部会において、招待者選定基本方針決定 主催団体、共催、後援団体等へ招待者の照会 ・ 「全国」区分に該当する招待者を全国高体連へ照会 ・ 「共催県」区分に該当する招待者を共催県へ照会 ・ 「開催県」区分に該当する招待者を会場地市町へ照会
平成30年3月～4月	招待者名簿作成
平成30年5月	招待状順次発送(出欠回答締切:平成30年5月末を予定)
平成30年7月	招待者等へのIDカード等の送付

【実施主体】

- (1)主催 (公財)全国高等学校体育連盟、開催県、開催県教育委員会、関係中央競技団体
(※競技種目別大会：会場地市町、会場地市町教育委員会を含む)
- (2)共催 読売新聞社
- (3)後援 スポーツ庁、(公財)日本スポーツ協会、日本放送協会
(※競技種目別大会：開催県体育協会、会場地市町体育協会を含む)
- (4)主管 全国高体連競技専門部、開催県高等学校体育連盟、開催県関係競技団体

井大位和元利政平國權公手鑑下式取集
此本中編上卷所載諸行功績

一、 國權公手鑑下式取集
二、 國權公手鑑下式取集
三、 國權公手鑑下式取集
四、 國權公手鑑下式取集
五、 國權公手鑑下式取集
六、 國權公手鑑下式取集
七、 國權公手鑑下式取集
八、 國權公手鑑下式取集
九、 國權公手鑑下式取集
十、 國權公手鑑下式取集
十一、 國權公手鑑下式取集
十二、 國權公手鑑下式取集
十三、 國權公手鑑下式取集
十四、 國權公手鑑下式取集
十五、 國權公手鑑下式取集
十六、 國權公手鑑下式取集
十七、 國權公手鑑下式取集
十八、 國權公手鑑下式取集
十九、 國權公手鑑下式取集
二十、 國權公手鑑下式取集
二十一、 國權公手鑑下式取集
二十二、 國權公手鑑下式取集
二十三、 國權公手鑑下式取集
二十四、 國權公手鑑下式取集
二十五、 國權公手鑑下式取集
二十六、 國權公手鑑下式取集
二十七、 國權公手鑑下式取集
二十八、 國權公手鑑下式取集
二十九、 國權公手鑑下式取集
三十、 國權公手鑑下式取集
三十一、 國權公手鑑下式取集
三十二、 國權公手鑑下式取集
三十三、 國權公手鑑下式取集
三十四、 國權公手鑑下式取集
三十五、 國權公手鑑下式取集
三十六、 國權公手鑑下式取集
三十七、 國權公手鑑下式取集
三十八、 國權公手鑑下式取集
三十九、 國權公手鑑下式取集
四十、 國權公手鑑下式取集
四十一、 國權公手鑑下式取集
四十二、 國權公手鑑下式取集
四十三、 國權公手鑑下式取集
四十四、 國權公手鑑下式取集
四十五、 國權公手鑑下式取集
四十六、 國權公手鑑下式取集
四十七、 國權公手鑑下式取集
四十八、 國權公手鑑下式取集
四十九、 國權公手鑑下式取集
五十、 國權公手鑑下式取集
五十一、 國權公手鑑下式取集
五十二、 國權公手鑑下式取集
五十三、 國權公手鑑下式取集
五十四、 國權公手鑑下式取集
五十五、 國權公手鑑下式取集
五十六、 國權公手鑑下式取集
五十七、 國權公手鑑下式取集
五十八、 國權公手鑑下式取集
五十九、 國權公手鑑下式取集
六十、 國權公手鑑下式取集
六十一、 國權公手鑑下式取集
六十二、 國權公手鑑下式取集
六十三、 國權公手鑑下式取集
六十四、 國權公手鑑下式取集
六十五、 國權公手鑑下式取集
六十六、 國權公手鑑下式取集
六十七、 國權公手鑑下式取集
六十八、 國權公手鑑下式取集
六十九、 國權公手鑑下式取集
七十、 國權公手鑑下式取集
七十一、 國權公手鑑下式取集
七十二、 國權公手鑑下式取集
七十三、 國權公手鑑下式取集
七十四、 國權公手鑑下式取集
七十五、 國權公手鑑下式取集
七十六、 國權公手鑑下式取集
七十七、 國權公手鑑下式取集
七十八、 國權公手鑑下式取集
七十九、 國權公手鑑下式取集
八十、 國權公手鑑下式取集
八十一、 國權公手鑑下式取集
八十二、 國權公手鑑下式取集
八十三、 國權公手鑑下式取集
八十四、 國權公手鑑下式取集
八十五、 國權公手鑑下式取集
八十六、 國權公手鑑下式取集
八十七、 國權公手鑑下式取集
八十八、 國權公手鑑下式取集
八十九、 國權公手鑑下式取集
九十、 國權公手鑑下式取集
九十一、 國權公手鑑下式取集
九十二、 國權公手鑑下式取集
九十三、 國權公手鑑下式取集
九十四、 國權公手鑑下式取集
九十五、 國權公手鑑下式取集
九十六、 國權公手鑑下式取集
九十七、 國權公手鑑下式取集
九十八、 國權公手鑑下式取集
九十九、 國權公手鑑下式取集
一百、 國權公手鑑下式取集

平成30年度全国高等学校総合体育大会

総合開会式式典アナウンサーの編成方針

1 趣旨

平成30年度全国高等学校総合体育大会開催基本構想に基づき、観覧者にとって温かく思い出に残るような総合開会式になるように、高校生の明るくはつらつとしたアナウンスにより、式典を円滑に進行する。

2 編成

- ① 三重県内の高等学校・特別支援学校（高等部）・高等専門学校に在籍する生徒8名程度で編成する。
- ② 三重県高等学校放送連盟からの推薦を受け、式典専門部会で決定する。
 - ア. 平成29年6月に20名程度の式典アナウンサー候補者（1・2年生）の推薦を受ける。
 - イ. 平成30年3月に10名程度の式典アナウンサー候補者の推薦を受ける。
 - ウ. 平成30年6月に8名程度の式典アナウンサーの推薦を受ける。

3 申し合わせ

式典アナウンサー（候補者）は、研修会、総合練習会及び総合リハーサルに参加することを条件とする。

附 則

この要項は、平成28年12月13日から施行する。

この要項は、平成30年 3月 9日から施行する。

平泉市立中央図書館

平泉市立中央図書館

目次

1. 平泉市立中央図書館

2. 平泉市立中央図書館

3. 平泉市立中央図書館

4. 平泉市立中央図書館

5. 平泉市立中央図書館

6. 平泉市立中央図書館

7. 平泉市立中央図書館

8. 平泉市立中央図書館

9. 平泉市立中央図書館

10. 平泉市立中央図書館

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会 総合開会式輸送計画

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式に係る輸送計画は、総合開会式参加者の安全かつ円滑な輸送を実施するため、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県開催基本構想及び平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県輸送交通対策要項に基づき、次のとおりとする。

1 前提

- (1) 総合開会式の参加者数は、約 5,000 人と見込み計画する。
- (2) 招待者及び一般観覧者の総合開会式会場への入場開始時刻は 8 時 00 分、受付締切時刻は 9 時 20 分、入場締切時刻は 9 時 30 分とする。
- (3) 各都道府県選手団の受付開始時刻は 8 時 00 分、受付締切時刻は 9 時 00 分とする。
- (4) 総合開会式終了時刻及び参加者の退場開始時刻は 12 時 06 分とする。
- (5) 選手団、大会運営補助員、式典運営・演奏者等の計画輸送バスについては、原則として学校または宿舍等の指定集合地からの発着とする。
- (6) 公共交通機関を利用する招待者および一般観覧者等の便宜を図るため、最寄り駅等と会場との間にシャトルバスを運行する。

2 輸送計画

(1) 総合開会式参加者の当日の輸送方法は、原則として以下のとおりとする。

参加者区分	輸送方法	自家用車等の駐車場所
大会役員・招待者	シャトルバス 自家用車等	招待者用
会場運営係員等	計画輸送バス 自家用車等	係員用
会場運営補助員	計画輸送バス	
式典運営・演奏者	計画輸送バス	
選手団	計画輸送バス 持ち込みバス ※ 自家用車等 ※	バス用 招待者用(自家用車)
一般観覧者・視察員	シャトルバス	
報道	自家用車等	報道機関用

※選手団は計画輸送バス利用を原則とするが、持ち込んだバス・自家用車の利用を希望する場合は、これを認める。

(2) 自家用車等の駐車場入場完了時刻及び計画輸送バス・シャトルバスの運行時間は、参加者区分ごとの集合時間を考慮したうえで、関係機関との協議により別に定める。

3 駐車場、乗降場、バスの運行について

- (1) 総合開会式参加者のうち、役員・招待者、運営係員、警備関係者、報道関係者、選手団用の駐車場として、総合開会式会場周辺に総合開会式運営本部本部長(以下「本部長」という。)が使用を認めた台数分の普通車用駐車場を確保する。
- (2) 役員・招待者、運営係員、報道関係者、選手団用の駐車場に駐車を許可した自家用車等については、あらかじめ駐車場所を指定し、駐車許可証を配付する。
- (3) 計画輸送バス、シャトルバス及び選手団用の駐車場として、本部長が使用を認めた台数分の大型バス用駐車場を、総合開会式会場の近隣に確保する。
- (4) 周辺道路及び駐車場の混雑緩和、及び公共交通機関を利用して来場する者への利便を図るため、最寄り駅等から会場までのシャトルバスを運行することとする。なお、運行にあたっては、障がい者等の利用に配慮する。
- (5) タクシー等の乗降場を、総合開会式会場周辺に確保する。
- (6) 2 輸送計画(1)の表に含まれない警備関係者、施設管理者等の専用駐車場を、総合開会式会場の近隣に確保する。

4 交通規制

総合開会式会場周辺における交通混雑の緩和及び総合開会式参加者の安全かつ円滑な輸送を確保するため、関係機関・団体と協議のうえ、総合開会式の実施にあたって必要な交通規制を実施する。

5 交通整理

総合開会式参加者の安全かつ円滑な輸送のため、必要に応じて交通整理員(警備員、運営係員、補助員等)を配置し、警察の協力を得ながら臨時的に交通整理を行う。

6 交通案内

総合開会式参加者を会場等へ適切に誘導し、交通混雑の緩和を図るため、会場周辺に運営係員及び補助員を配置するとともに、必要に応じて、誘導・案内・規制の交通案内板設置、周知用資料の配布、インターネットによる情報提供等を行う。

7 その他

- (1) 総合開会式当日は、関係輸送機関・団体の協力を得て、輸送力の増強を図る。
- (2) この計画に定めるもののほか必要な事項は、関係機関の協力を得て別に定める。

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会

総合開会式警備防災・危機管理計画

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会(以下「大会」という。)総合開会式に係る警備防災・危機管理計画は、事件又は事故等の発生を未然に防止するとともに、その発生時において速やかな事態の収束を図り、選手、監督、大会役員、招待者、一般観覧者、報道員等(以下「大会参加者」という。)の生命、身体及び財産を保護するため、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県警備防災・危機管理対策要項に基づき、次のとおりとする。

1 実施機関

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、別紙 1 のとおり平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式運営本部(以下「運営本部」という。)を設け、警察、消防、県防災担当部局等(以下「関係機関」という。)の協力を得て警備防災・危機管理に関する業務を行う。

2 実施期日及び実施場所

実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

(1)実施期日

平成 30 年 8 月 1 日(水)

(2)実施場所

三重県営サンアリーナ(三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4)及びその周辺

3 警備防災・危機管理業務

この計画における警備防災・危機管理業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 総合開会式等の運営管理に関する要領及び運営業務マニュアルに基づく業務の管理
- (2) 通信手段の確保
- (3) 事件、事故等の警戒、情報収集、伝達及び通報
- (4) 自然災害、事件、事故等発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- (5) 会場等における消防用設備等の確認
- (6) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (7) 関係車両の案内、誘導及び交通整理
- (8) 会場内外の通行管理及び立入制限区域の管理
- (9) 式典会場入退場者管理(手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等)
- (10) 雑踏警備の実施
- (11) 不審者、不審物への対応
- (12) 禁止行為や爆破予告等、円滑な大会運営を妨害しようとする行為への対応
- (13) 遺失物、拾得物及び迷子への対応

- (14) 関係機関との密接な連携
- (15) その他必要な警備防災・危機管理業務

4 平時における活動

運営本部は平時の活動として、関係機関と連携し、次のとおり警備防災・危機管理業務を行う。

(1)交通誘導整理

- ア 大会関係車両の誘導
- イ 一般車両の大会車両専用駐車場への進入防止
- ウ 駐車許可証不携帯車両に対する事案確認及び再発行手続き

(2)会場内外通行管理

- ア 来場者種別に応じた動線案内、通行誘導
- イ 大会参加者以外の一般通行者に対する立入制限の告知
- ウ 車両と歩行者との接触事故を防止する為の歩行者通行路の確保
- エ 管理区分のレベルに応じた通行適否の確認及び誘導

(3)式典会場入退場者管理

- ア 入場者確認場所における入場用 ID カード不所持者の排除
- イ 入場用 ID カード不携帯者に対する事案確認及び再発行場所への案内及び誘導
- ウ 手荷物検査場所における入場者整理及び妨害行為企図者等に対する警戒
- エ 途中退場者に対する手荷物等再検査の告知及び再検査の徹底

(4)雑踏警備

- ア バス乗降場等、人の滞留や混雑が予想される場所における警戒、広報及び誘導
- イ 手荷物検査場所等、多人数が集中する場所における警戒
- ウ 式典終了時における駆け出し、押し合い等による転倒等の事故防止のための警戒

(5)不審者、不審物等に対する警戒

巡回等による不審者、不審物、妨害行為企図者等に対する警戒及び認知又は発見時における関係機関への協力要請

(6)予防管理

- ア 指定場所における火気等の使用状況の確認、喫煙所の閉鎖及び灰皿等の撤去
- イ 入退場口、避難口、通路、階段付近における避難上支障となる物品の撤去
- ウ 緊急車両進入路の確保
- エ 消火器及び AED の設置状況、自動火災報知設備や避難誘導灯の確認

(7)その他

上記以外に必要なと認められる警備防災・危機管理業務

5 事件又は事故等発生時における活動

運営本部は事件又は事故等の発生情報を入手した場合は、直ちに事実確認を行うとともに、事態の早期収束、被害の拡大防止を図るため、次の活動を行う。

(1)通報連絡等

- ア 事件や事故等の発生を認知又は発見した者は、速やかに運営本部へ事案の概要を通報する。
- イ 通報を受けた運営本部は、当該事件や事故等の事実関係について確認を行うとともに、関係機関へ通報又は連絡し、連携協力体制を確立する。

(2)初動措置

ア 運営本部の措置

- (ア) 正確な情報収集に努め、事件や事故等の種別に応じた的確な指示を現場臨場者に与えるとともに必要に応じて関係機関の出動要請を行う。
- (イ) 関係機関と連携を図りながら、状況に応じて必要な応援体制を構築し、関係機関の活動支援や周辺の雑踏整理等を指示するなど、現場における事件や事故等の早期収束に協力する。

イ 現場における措置

- (ア) 事件や事故等では負傷者救助を最優先として行動し、事件や事故等の早期収束や被害の拡大防止を図る。
- (イ) 火災発生時は直ちに消防機関へ通報するとともに、消火器等を活用して初期消火活動を行い、火災の早期鎮圧に努める。
- (ウ) 緊急車両の通行路を確保し、現場への円滑な誘導を行う。
- (エ) 関係機関が行う現場活動に協力し、周辺の雑踏整理等を行う。
- (オ) 可能な限りにおいて事件や事故等の関係者(加害者、被害者、目撃者等)の把握及び確保に努める。

6 避難指示

運営本部は事件、事故、自然災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、大会参加者の避難が必要であると判断した場合には、別に定める避難誘導計画により、避難を指示する。

7 その他

運営本部長は、この計画を実施するために必要な具体的事項については別に定める。

SECRET

1. The purpose of this document is to provide information on the status of the project.

2.1

3. The project is currently in the planning phase and is expected to start in the next few weeks.

4. The project is being managed by the Project Manager and is being supported by the Project Team.

5.1

6. The project is being funded by the Government and is expected to be completed by the end of the year.

7. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

8. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

9. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

10. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

11. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

12. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

13. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

14. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

15. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

16. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

17. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

18. The project is being implemented in a number of phases and is expected to be completed by the end of the year.

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会 総合開会式避難誘導計画

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式に係る避難誘導計画は、総合開会式において事件、事故、自然災害等が発生し、または発生する恐れがあると認められたときの対応に関し、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県開催基本構想の警備防災対策、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県警備防災・危機管理対策要項及び平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式警備防災・危機管理計画に基づき、次のとおりとする。

1 避難指示の実施者

総合開会式運営本部本部長(以下「本部長」という。)は、緊急避難が必要と判断したときは、直ちに避難の指示を行う。

2 避難指示の内容

本部長は、次の事項について指示する。

- (1) 避難対象区域
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路
- (4) 避難の理由
- (5) 避難上の注意
- (6) その他の必要事項

3 避難の誘導

総合開会式運営本部は、関係機関と連携協力を図りながら、大会参加者が安全かつ迅速に避難できるように誘導を行う。

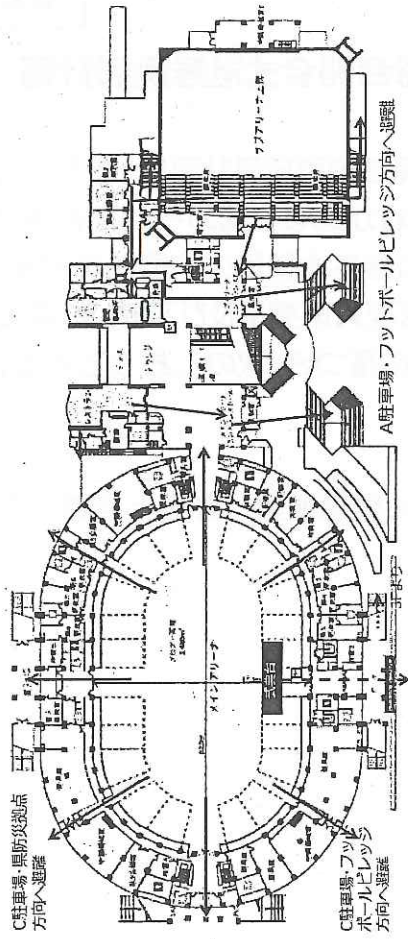
4 避難場所設置計画及び区分別避難人数(概数)

参加者区分	人数(人)	主な配置場所	避難場所
大会役員・招待者	950	3F 観客席	県営サンアリーナ A・C 駐車場
会場運営係員等	400	各所	
会場運営補助員	450	各所	
式典運営・演奏者	700	2F メインアリーナ 2F サブアリーナ	伊勢フットボールヴィレッジ 駐車場
選手団	1,200	2F メインアリーナ	三重県防災拠点(伊勢志摩拠点)
一般観覧者・視察員	1,100	3F 観客席	
報道	200	3F 観客席	
合計	5,000		

5 避難経路

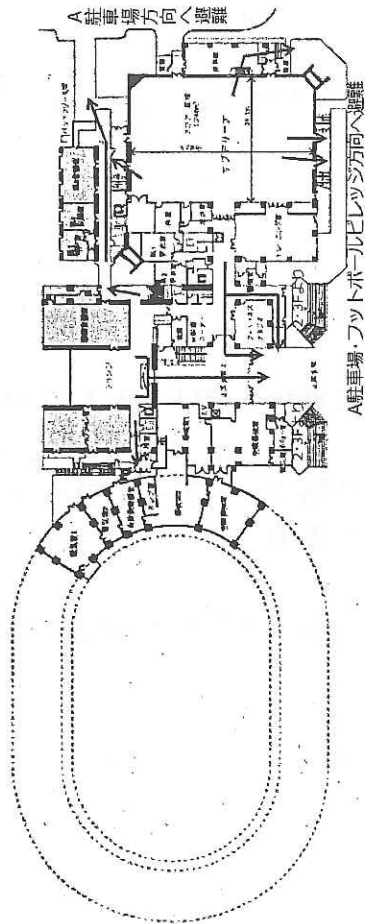
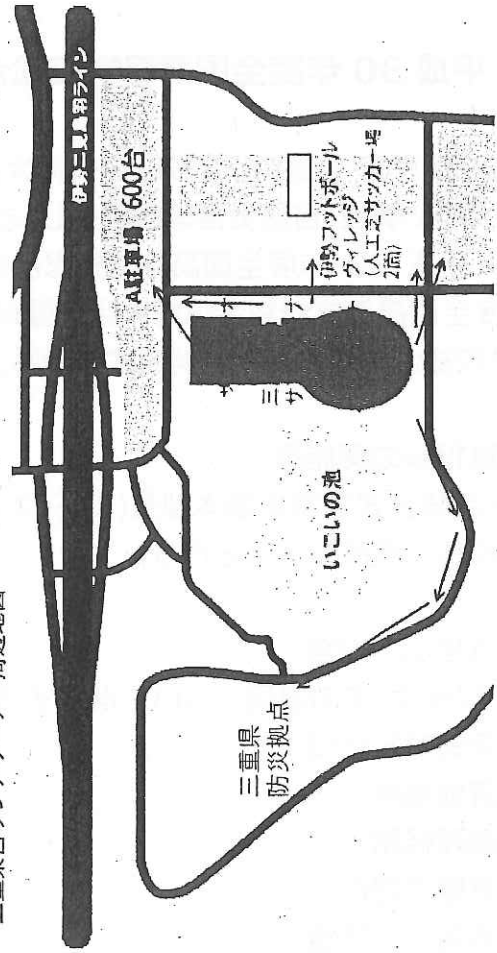
別紙避難経路図のとおり

三重県営サンアリーナ 避難経路図(案)

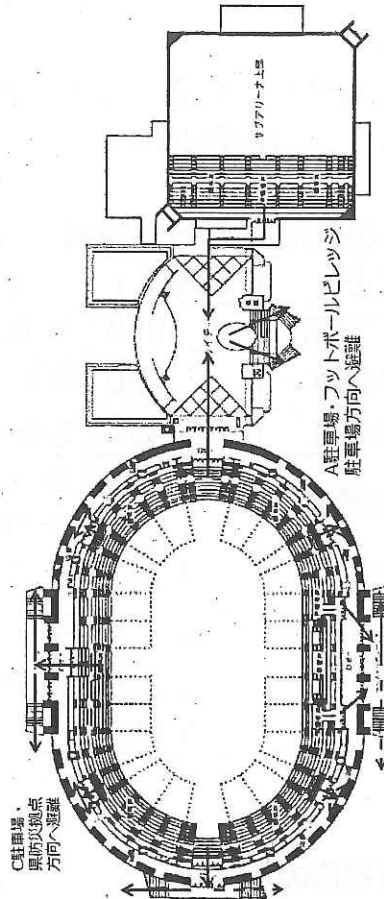


2階 平面図

三重県営サンアリーナ 周辺地図



1階 平面図



3階 平面図

※今後の会場設計画等との調整により、変更する場合があります。

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式 会場管理運営要領

(目的)

第 1 条 この要領は、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会における総合開会式(以下「開会式」という。)の会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、三重県営サンアリーナにおける開会式の管理運営に係る必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この要領において、開会式会場とは、次の各号に掲げる区域により構成される範囲をいう。

- (1)周辺区域 平成 30 年度全国高等学校体育大会三重県実行委員会が使用する敷地及び施設で、別図に示す区域をいう。
- (2)管理区域 区域内への入場制限を行う別図に示す区域をいう。
- (3)式典区域 総合開会式の式典を行う別図に示す区域をいう。

(運営管理者)

第 3 条 開会式会場の管理運営者は、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会会長(以下「会長」という。)とする。

2 会長は、開会式会場の秩序の保持のため必要な措置をとることができる。

(持込禁止物)

第 4 条 第 2 条第 1 号の周辺区域(以下「周辺区域」という。)及び同条第 2 号の管理区域(以下「管理区域」という。)には、次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 鉄砲、準空気銃及び模造拳銃
- (2) 刀剣類、模造刀剣類、包丁、ナイフ類、農具類、カッターナイフ、カミソリ、ハサミ、針その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害な物質
- (4) 爆発物、火薬、照明弾、発煙筒、爆竹、花火、油類その他の可燃性の危険物
- (5) 石、弓矢、吹矢、材木、鉄パイプ、工具類、チェーン、スタンガン、ラジコン、無人航空機(いわゆるドローン等で重量 200 グラム未満のものを含む。)その他の凶器として使用されるおそれのある物
- (6) ボール類、ブーメランその他投てきにより他人に危害を加えるおそれのある物
- (7) 開会式の運営に支障を及ぼす恐れのある看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、風船、アドバルーン、ゼッケン、プラカード、文書、図画その他の印刷物
- (8) 酒類
- (9) 塗料類

- (10) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート及びローラー付きシューズその他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
 - (11) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン及び小型ラジオを除く。)
 - (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物
- 2 第2条第3号の式典区域(以下「式典区域」という。)には、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (1) ビン類、缶類、ペットボトル
 - (2) ドライアイス、凍結物
 - (3) 傘類(折り畳み傘を含む。)
 - (4) 投光器、懐中電灯、レーザーポインター、ペンライトその他の光を発する物
 - (5) ホイッスル、ガスホーン、拡声器、楽器、オーディオ機器、防犯ブザーその他大音量を発生することができる物
 - (6) 動物類(身体障害者補助犬を除く。)
 - (7) 旅行用鞆、ベビーカーその他の観客席通路の通行に支障を来すおそれのある大型又は大量の荷物
 - (8) その他開会式の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

(禁止行為)

第5条 周辺区域においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 立ち入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 文書、図画その他の印刷物を頒布し、又は掲出すること。
- (3) 通行の妨げとなる行為又は示威行動若しくはけん騒な行為をすること。
- (4) 宣伝、勧誘、署名、演説、集会、布教、売店の設置その他営業行動等を行うこと。
- (5) テント、小屋その他工作物を設置すること。
- (6) 焚き火、電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること。
- (7) 施設、設備、機器等を汚損若しくは破損させ、又はみだりに操作すること。
- (8) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
- (9) 機器等を使用し大音響を発すること。
- (10) 所定の場所以外において喫煙し、又はごみその他汚物を廃棄すること。
- (11) アルコール若しくは薬物その他物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (12) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要すること。
- (13) 会長が発行する駐車許可証を携帯することなく、車両を乗り入れ、又は会長が指定する場所以外に駐車すること。
- (14) 所定の場所以外へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は駐輪すること。
- (15) その他開会式における秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危

険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

- 2 管理区域及び式典区域においては、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 本人名義の正当な ID カードを所持せずに入場し、又は入場しようとする者。
 - (2) 物を投げ又は発射すること。

(その他遵守事項)

- 第 6 条 周辺区域においては、開会式会場の施設管理者が定める諸規定を遵守し、係員等の指示、案内、誘導等に従って行動しなければならない。
- 2 管理区域へ入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 運転免許証、顔写真付き学生証等本人であることが確認できる物(以下「本人確認書類」という。)を携帯し、係員から提示を求められたときには、これに応じること。
 - (2) 会長が発行した ID カード(駐車許可証を含む。)を外部から容易に視認できるように携帯し、指定された場所において ID カード及び本人確認書類等を係員に提示すること。
 - (3) 係員の指示、案内、誘導等に従って行動すること。
- 3 式典区域へ入場しようとする者は、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 第 4 条に規定する持込禁止物を手荷物預かり所に預け、手荷物検査を経て、金属探知機による検査を受けること。
 - (2) 指定された席に着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。
 - (3) みだりに席を離れ、又は周囲の者に迷惑となるような行為を行わないこと。

(入場の制限等)

- 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、周辺区域への進入を拒み、又は周辺区域からの退出を命ずることができる。
 - (1) 会長の許可を受けずに第 4 条第 1 項各号に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとする者
 - (2) 会長の許可を受けずに第 5 条第 1 項各号に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者
 - (3) 正当な理由なく前条第 1 項の規定に違反した者
- 2 管理区域において、前項各号に掲げる者のほか、次の各号のいずれかに該当する者に対し、管理区域への進入を拒み、又は管理区域からの退出を命ずることができる。
 - (1) 会長の許可を受けずに第 5 条第 2 項に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者
 - (2) 正当な理由なく前条第 2 項に規定する事項を遵守しない者
- 3 式典区域において、第 1 項各号及び前項各号に掲げる者のほか、次の各号のいずれかに

該当する者に対し、式典区域への進入を拒み、又は式典区域からの退出を命ずることができる。

- (1) 会長の許可を受けずに第4条第2項各号に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとする者
- (2) 正当な理由なく前条第3項に規定する事項を遵守しない者

(雑則)

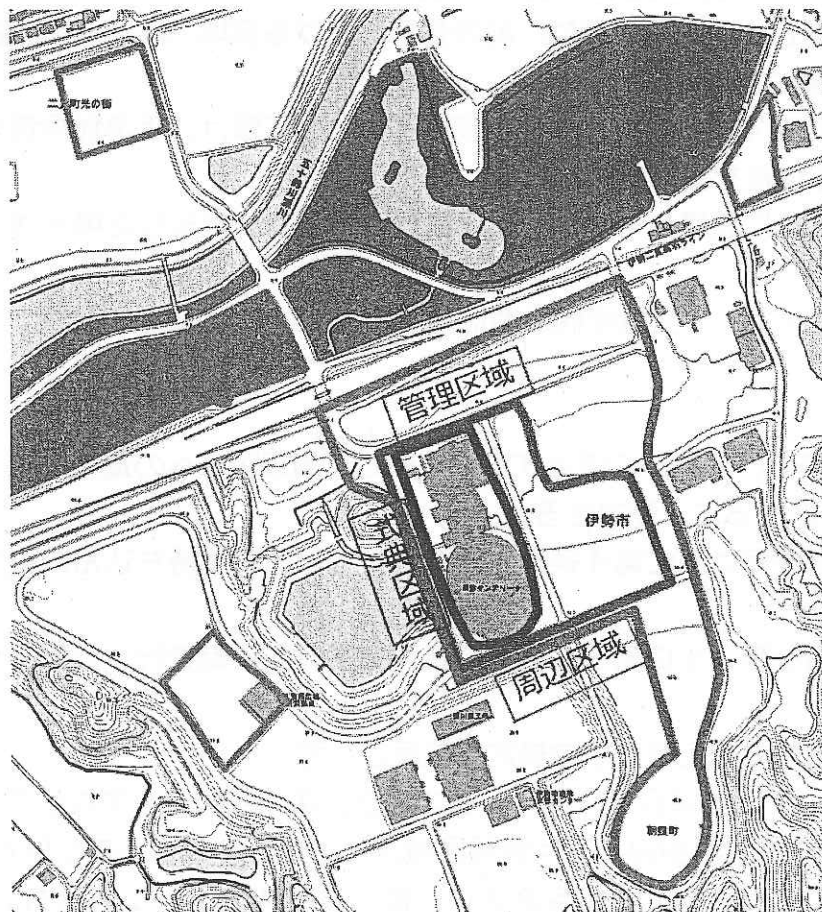
第8条 第4条及び第5条の規定は、実行委員会又は運営本部が開会式の会場設営その他の運営及び式典行事を行う場合には適用しないものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

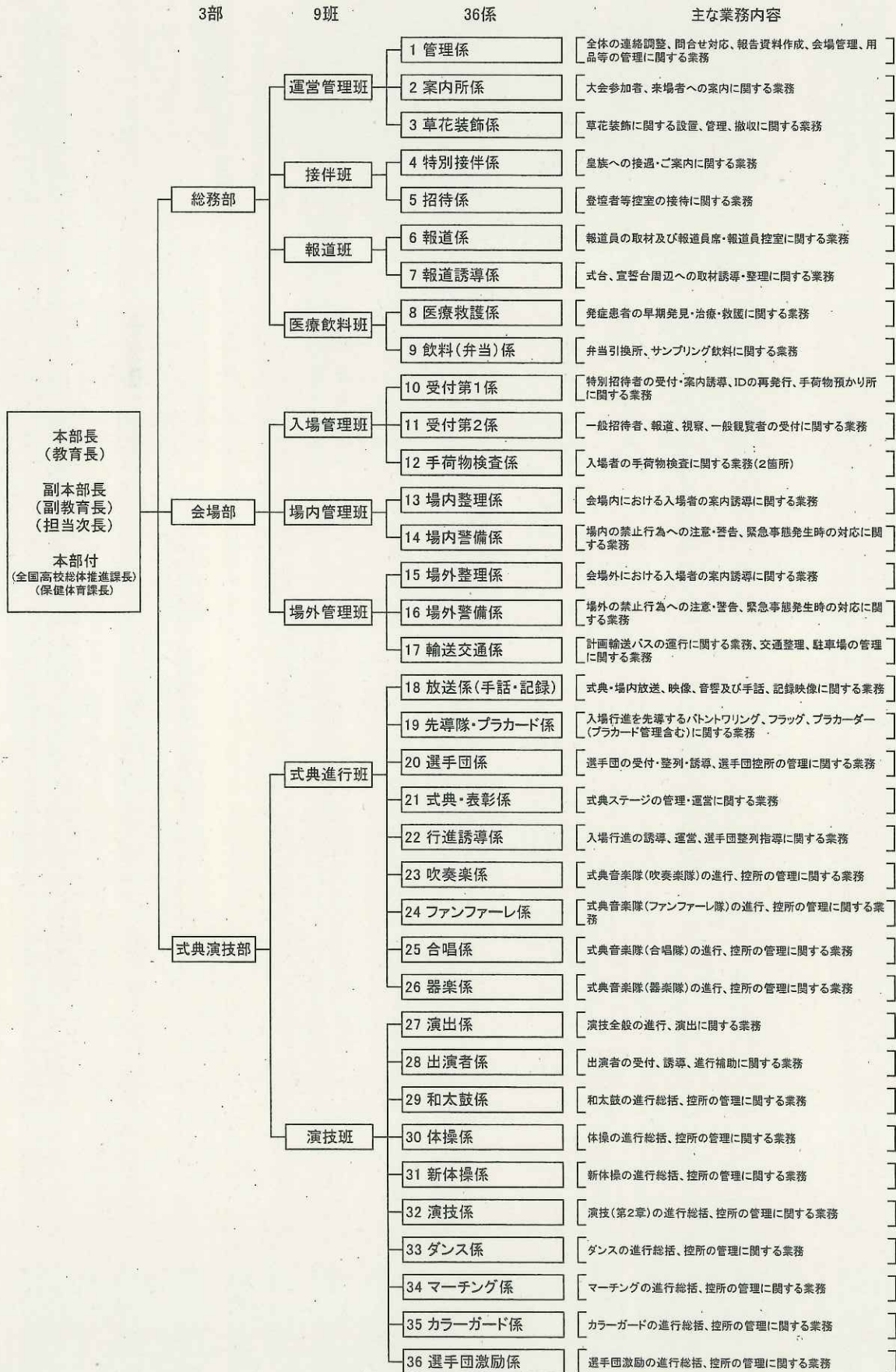
附則

1 この要領は、平成30年8月1日から施行し、同日をもって、その効力を失う。

(別図)三重県営サンアリーナおよびその周辺



平成30年度全国高等学校総合体育大会 総合開会式運営本部(案)



SECRET

[The following text is extremely faint and largely illegible. It appears to be a multi-paragraph document or a list of items, possibly a report or a set of instructions. The text is arranged in several columns and contains various words and phrases that are difficult to discern.]

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式 における遺失物、拾得物及び迷子の取扱い要領

1 趣旨

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式会場(敷地及び付属施設を含む。)における遺失物、拾得物及び迷子(以下「拾得物等」という。)の取扱いに関し、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県開催基本構想の警備防災対策、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県警備防災・危機管理対策要項及び平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式警備防災・危機管理計画に基づき、業務の基本的な事項を定める。

2 取扱期間

拾得物等の取扱期間は、平成 30 年 8 月 1 日(水)の 7 時 30 分から同日 13 時 00 分までとする。

3 拾得物等の取扱体制

拾得物等の取扱いについては、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式運営本部(以下「運営本部」という。)、総合案内所において対応する。

4 拾得物等の事務管理

(1)総合開会式運営本部長(以下「本部長」という。)は拾得物に係る届出を受理したときは、拾得物を遺失者に引き渡すまでの間、占有者として管理する。

また、迷子については、保護者等に引き渡すまでの間、保護する。

(2)本部長は、届出のあった物件が、高額、危険、保管が困難その他総合案内所で取り扱うことが不相当であると認めたときは、伊勢警察署へ通報し対応を引き継ぐ。

(3)本部長は、迷子又は迷子の保護者等の発見が困難と判断したときは、速やかに伊勢警察署へ通報し、捜索を依頼する。

(4)本部長は、遺失者から物件の返還を求められたときは、当該物件を返還する。また、保護者等からの迷子の引き渡しを求められたときは、引き渡しをする。

(5)本部長は、取扱期間を経過しても返還できない拾得物があった場合は、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会(以下「実行委員会」という。)に報告を行ったうえ引き継ぐ。

また、保護者等が現れなかった迷子については、伊勢警察署へ引き継ぐ。

(6)実行委員会は、本部長から引き継ぎを受けた拾得物について、平成 30 年 8 月 1 日(水)17 時 00 分まで取扱いを行い、期間を経過しても返還できない場合には、伊勢警察署に引き継ぎを行う。

五、合資合辦公司之組織與經營

（一）合資合辦公司之組織

合資合辦公司之組織，應依公司法之規定辦理。其組織之要點如下：

1. 股東：合資合辦公司之股東，應由中外雙方共同組成。其股東之權利與義務，應依其出資比例而定。
2. 董事：合資合辦公司之董事，應由中外雙方共同組成。其董事之職權，應依其出資比例而定。
3. 經理：合資合辦公司之經理，應由中外雙方共同組成。其經理之職權，應依其出資比例而定。

（二）合資合辦公司之經營

合資合辦公司之經營，應依其章程之規定辦理。其經營之要點如下：

1. 業務範圍：合資合辦公司之業務範圍，應依其章程之規定辦理。
2. 財務管理：合資合辦公司之財務管理，應依其章程之規定辦理。
3. 風險管理：合資合辦公司之風險管理，應依其章程之規定辦理。

（三）合資合辦公司之解散

合資合辦公司之解散，應依其章程之規定辦理。其解散之要點如下：

1. 解散事由：合資合辦公司之解散事由，應依其章程之規定辦理。
2. 解散程序：合資合辦公司之解散程序，應依其章程之規定辦理。
3. 解散後之清算：合資合辦公司之解散後之清算，應依其章程之規定辦理。

平成30年度全国高等学校総合体育大会

にーまるいちばち
～2018 彩る感動 東海総体～

防災・危機管理マニュアル

【総合開会式】

平成30年8月1日(水)



平成30年度全国高等学校総合体育大会

三重県実行委員会事務局

防災・危機管理マニュアル<目次>

1	事前の安全対策及び緊急時対応の基本的な考え方	3
	(1)対象とする緊急事案	3
	(2)緊急事案に備えての事前確認	3
	(3)運営本部の情報共有	3
	(4)参加者の安全確保及び被害の拡大防止	3
	(5)開会式の中止・中断及び再開等の協議・判断	3
	(6)最終判断者	3
	(7)報道機関への対応	4
	(8)個人情報情報の取扱い	4
2	開会式実施の判断基準	4
	開会式実施の判断基準	5
	開会式の中断・中止等の決定フロー	5
	緊急事案発生時における連絡体制図	6
3	事象別の対応	7
	(1)荒天(暴風警報等)への対応	7
	(2)地震(津波を含む)への対応	8
	(3)火災への対応	9
	(4)不審物等への対応	9
	(5)アラート(弾道ミサイル発射・テロ発生等)が発信された場合の対応	10
	(6)避難誘導への対応	10
	(7)事故への対応	11
	(8)各事象発生時のアナウンス(例)	12
	(9)感染症(はしか、新型インフルエンザ等)への対応	12
	(10)熱中症への対応	12
	(11)食中毒(疑い含む)への対応	12
	(12)傷病者への対応	13
	(13)拾得物・遺失物への対応	13
	(14)撮影(盗撮等の不審者)への対応	14
	(15)一般観覧者等とのトラブルへの対応	14
	(16)禁止行為等への対応	14
	(17)気象情報・交通情報等の入手方法	15
	(参考)三重県サンアリーナ 避難経路図	16
	(参考)総合開会式における持込禁止物・禁止事項	17

4 事象別対応フローチャート

- 地震(津波を含む)における対応フロー
- 火災における対応フロー
- 不審物等における対応フロー
- 傷病者発生における対応フロー
- 食中毒(疑い)発生時における対応フロー
- 拾得物・遺失物における対応フロー

5 様式関係

- 緊急時発症発生時の報告用紙
- 緊急時発症発生時の報告用紙(多数の場合添付)
- 緊急時発症発生時の報告用紙(記入例)
- 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会における食中毒(疑い)発生報告書
- 救護記録(様式第 1 号)
- 救護台帳(様式第 2 号)
- 取扱傷病者一覧表(救護所用)(様式第 3 号)
- 総合開会式取扱傷病者一覧表(救護本都用)(様式第 4 号)
- 医療等の状況(別紙 3(1))
- 医療等の状況(柔道整復師から施術を受けた場合等用)(別紙 3(3))
- 調剤報酬明細書(別紙 3(7))
- 「医療等の状況」等の記入方法
- 拾得物届出一覧表
- 落とし物を届けていただいた方へ
- 遺失物届出一覧表
- 提出書
- 熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー (抜粋)
- 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会における個人情報及び肖像権に
関わる取扱いについて

1 事前の安全対策及び緊急時対応の基本的な考え方

(1)対象とする緊急事案

- 総合開会式(以下「開会式」という。)において以下の緊急事案が発生した場合には、運営本部は現場において迅速に適切な対応を取るとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。
- ① 自然災害(大雨、暴風、暴風、地震、津波等)が発生した場合
- ② 事件や事故(火災、交通事故等)が発生した場合
- ③ 傷病者が発生し、医療機関への搬送が必要な場合
- ④ その他大会運営に支障が生じる事案が発生した場合

(2)緊急事案に備えての事前確認

- ① 運営本部は、開会式会場における危険箇所の確認、避難経路・非常口の確認、避難場所の確認、消火器や屋内消火栓の設置場所・使用方法の確認、AEDの設置場所及び使用方法の確認等を行う。また、必要とする会場図や個別マニュアルを作成し、係員・補助員等に周知する。
- ② 運営本部は、事件・事故の未然防止のため、大会参加者等(観客含む。)に対して避難経路の周知や、盗難への注意、熱中症・食中毒等の予防などについて啓発活動を行う。
- ③ 運営本部は、開会式会場における警備体制(雑踏整備、盗難防止、撮影許可等)を整え、警察との連絡体制を整備する。
- ④ 仮設物等の会場設営については、安全対策(テント設営における強風対策等)を十分に行う。
- ⑤ 運営本部は、開会式会場に救護所を設置し、医師及び看護師を配置する。また、救護所に医薬品、医療器具等を配備する。

(3)運営本部の情報共有

運営本部は、各種情報(気象・防災関連情報等)を収集し、本部門内で情報を共有する。

(4)参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案が発生した場合、運営本部は事実関係を確認の上、必要に応じて警察又は消防に通報して大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

(5)開会式の中止・中断及び再開等の協議・判断

緊急事案が発生した場合、運営本部は関係機関と協議を行い、開会式の中止、一時中断、入場者の制限、避難及び再開等の対応を行う。

(6)最終判断者

開会式当日に係る緊急時対応の最終判断は、三重県実行委員会会長が行う。

(7)報道機関への対応

運営本部は、必要に応じて速やかに報道提供資料を作成し、平成30年度全国高等学校総合体育大会プレスセンターへ情報提供を行うとともに、開会式会場において報道機関からの問い合わせに対応する。

(8)個人情報情報の取扱い

個人情報情報の取扱いについては、人命に関わる特段の情報提供のほか、「平成30年度全国高等学校総合体育大会」における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて「」に準拠して取り扱う。

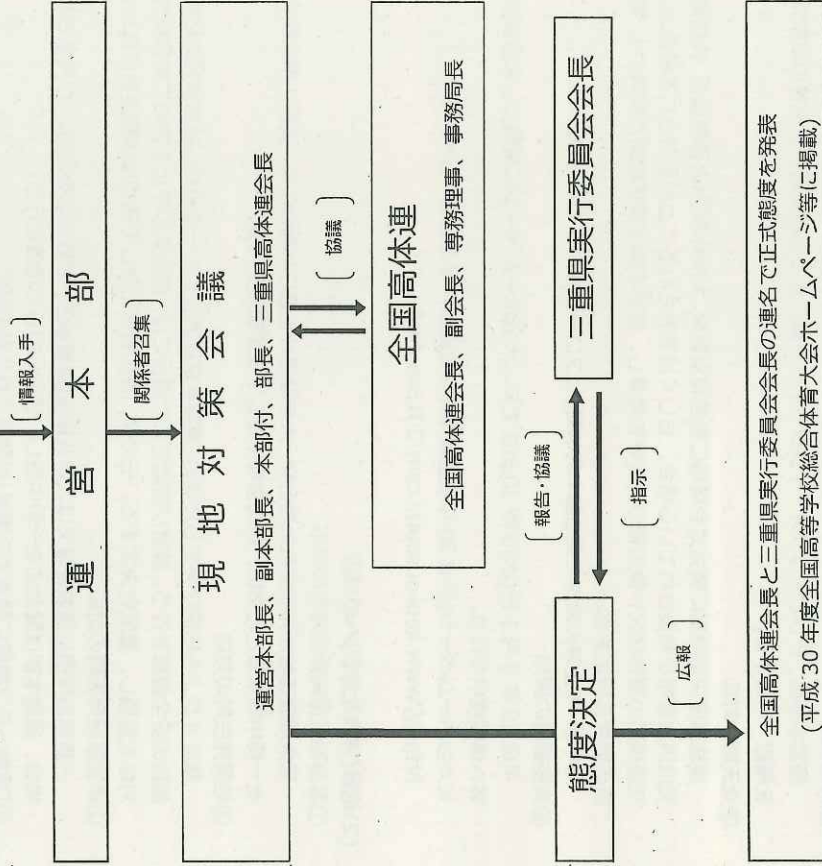
2 開会式実施の判断基準

事象	判断基準	対応
荒天時	① 実施態度決定時刻において、開会式会場地に暴風特別警報、大雨特別警報、暴風警報、洪水警報、大雨警報、大雨特別警報、洪水警報が発表されることが予測される場合 ② 開会式会場地に避難指示、避難勧告が発令された場合	風雨の状況や災害の発生状況、公共交通機関の運行状況を勘案し、開催の中止等を決定する
地震 津波	① 震度4以上の地震が発生した場合 ② 三重県沿岸部に大津波警報又は津波警報が発表された場合 ③ 「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」により、南海トラフ地震準備体制をとることとなった場合	災害の発生状況に応じて、開催の中止、中断等を決定する 直ちに開会式を中止する
その他	① 開会式会場内で火災が発生した場合 ② 爆破予告等の犯罪予告があった場合 ③ 開会式会場内で不審物が発見された場合 ④ 多数の傷病者が発生し、医療機関への搬送が必要な場合 ⑤ Jアラート等(弾道ミサイル発射、テロ発生等に関する情報)が発信された場合	被害の発生状況等に応じて開催の中止、中断等を決定する

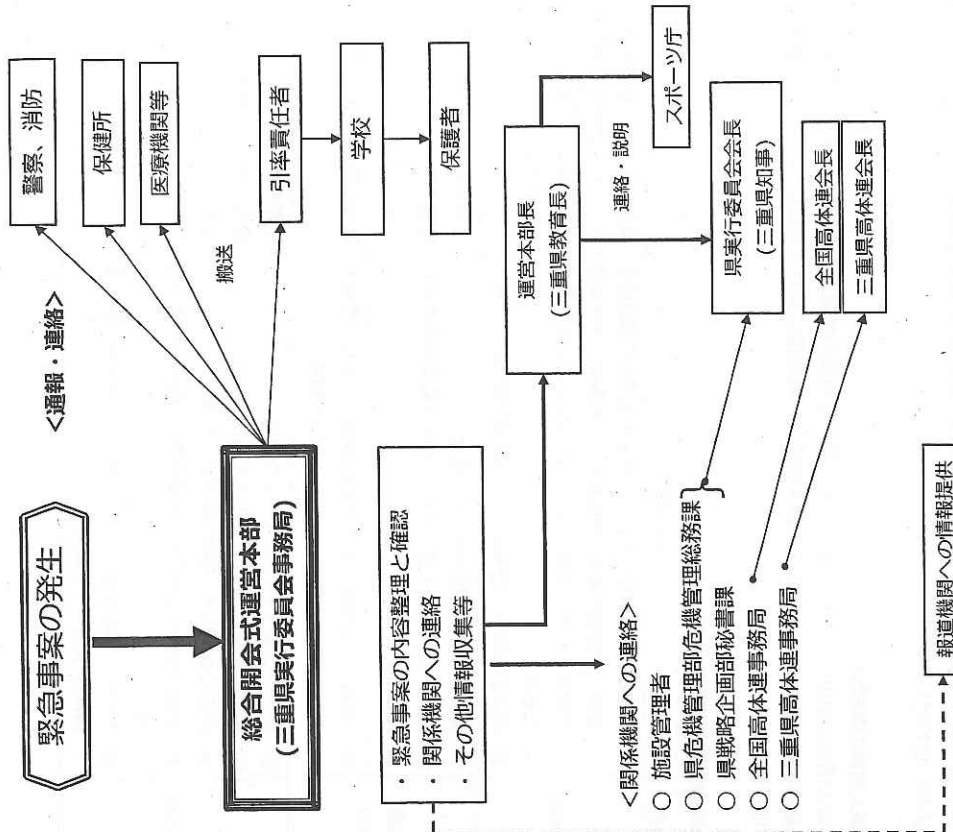
総合開会式の中断・中止等の決定フロー

総合開会式の中断・中止等を検討しなければならない状況

- ・ 参加者の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じる事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- ・ 事件、事故等により総合開会式の運営に支障が生じる事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合



緊急事案発生時における連絡体制図



3 事象別の対応

(1) 荒天(暴風警報等)への対応

- ① 実施態度決定時刻の設定
平成 30 年 8 月 1 日(水)5 時に実施態度を決定する。

② 情報収集

運営本部は、テレビ・ラジオ・インターネット等により各種警報や台風等の気象情報を確認・収集する。

③ 荒天時の対応

実施態度決定時刻に開会式会場地に暴風特別警報、大雨特別警報、暴風警報、大雨警報又は洪水警報が発表されている場合、もしくは発表されることが予測される場合、公共交通機関の運休状況や参加者の安全等を考慮し、運営本部は関係機関と協議の上、実施等の態度を決定する。

※ 中断・中止等の決定に係る基本的な流れ(フロー図)は P5 のとおり。

④ 実施態度の周知

平成 30 年 8 月 1 日(水)5 時 30 分までに、大会ホームページに掲載し、大会参加者等へ情報提供を行う。

※ 大会ホームページ(平成 30 年度全国高等学校総合体育大会ホームページ)

<https://www.koukousoutai.com/2018soutai/>

(2) 地震(津波を含む)への対応

① 緊急地震速報発表時等の対応

緊急地震速報が発表された場合や、大きな揺れを感じた場合には、運営本部は開会式を一時中断するとともに、参加者等に対して注意喚起を行う。

② 地震発生時の対応

震度 4 以上の地震が発生した場合、運営本部は開会式を一時中断し被害状況の把握と施設の安全確認を行う。被害が確認された場合には、開会式の中止を含めて関係機関と対応を協議し、態度を決定する。その間、参加者等に対して適切な情報提供に努める。

③ 津波警報発表時の対応

三重県沿岸部に津波警報又は大津波警報(避難勧告、避難指示を含む。)が発表された場合、運営本部は開会式を一時中断し、状況に応じた措置を行う。

④ 「南海トラフ地震」に関連する情報が発表された際の対応

気象庁から「南海トラフ地震」に関連する情報(臨時)が発表され、南海トラフ地震準備体制をとることとなった場合には、直ちに開会式を中止し、状況に応じた措置を行う。

⑤ 施設損傷時の対応

地震により施設が破損した場合、又は危険と判断される場合、運営本部は、施設管理者と共同して立入り制限など、必要な措置を行う。

なお、建物が倒壊する恐れがあるなど直ちに避難が必要と判断される場合は、運営本部が指定する避難場所へ案内、誘導する。

⑥火災発生時及び傷病者発生時の対応

地震により火災が発生した場合や傷病者が発生した場合は、P8「(3)火災への対応」、P13「(12)傷病者への対応」に沿って対応する。

※いずれの場合も、参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

(3)火災への対応

①施設の消火器、消火栓の位置確認
運営本部は、あらかじめ施設管理者と協議し、消火器や屋内消火栓の所在と使用方法を確認し、必要な図面を保管する。

②火災の未然防止と通報体制の整備
運営本部は、火災の未然防止を図るため、施設の通路等に可燃物が放置されていないか点検を行うとともに、火災の発生を認知した場合の対応について係員に周知し、万一の際には大声で周囲の人に注意を呼びかけ、非常ベル等により運営本部及び施設管理者に直ちに通報することを徹底する。

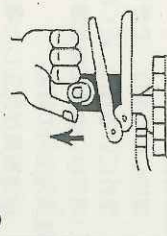
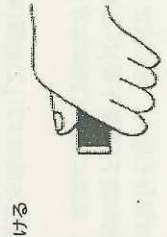
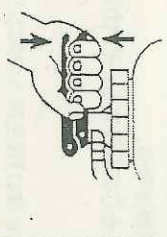
③火災発生時の通報と安全確保
火災発生時の通報があった場合、運営本部は消防機関と連絡をとり、開会式を一時中断する。参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

④初期消火の対応
運営本部は、施設管理者と協力して、消火器、屋内消火栓等を使用して初期消火を行う。また、消防車等の緊急車両の入場動線を確認し、消防隊員が到着した場合は、消火活動を引き継ぐ。

ア 初期消火を行う際の遵守事項

- ・ 初期消火に失敗した場合に備え、避難路を確保してから消火する。
- ・ みだりに窓、その他の開口部を開けたり、破壊したりしない。
- ・ 火が小さければ「踏み消す」又は衣服等で「たたき消す」ことも考える。
- ・ 消火器で初期消火を行う場合は、慌てずに何が燃えているのかを確認し、煙や炎に惑わされずに火元に向かって消火剤を放射する。
- ・ 一般的に、天井に炎が届くか燃え移った時点で消火器による初期消火は困難であることから、初期消火を中止し、避難する。

イ 消火器の使用手順

 <p>①安全ピンを引き抜く</p>	 <p>②ホース又はノズルを火元にむける</p>	 <p>③レバーを強くにぎる</p>
---	---	---

⑤施設損傷時の対応

火災により施設が破損した場合、又は危険と判断される場合、運営本部は、施設管理者と共同して立ち入り制限など、必要な措置を行う。

⑥傷病者発生時の対応

火災により負傷者が発生した場合、運営本部は P13「(12)傷病者への対応」に沿って対応する。

⑦再開の判断

運営本部は、被害の状況を確認し、開会式の再開又は中止について関係機関等と協議する。

(4)不審物等への対応

①爆破予告等の電話やインターネットへの書き込みの対応
電話を受信した場合は、落ち着いて、予告や脅迫の内容(いつ、どこで、どのようなことをするのか)、そのような予告を行う理由等の質問を行い、その内容をメモした上で、直ちに現地警察本部に通報する。電話機に録音機能がある場合は通話内容を録音する。また、大会運営を妨害するようなインターネットへの書き込みや書類の郵送があった場合も直ちに現地警察本部に通報する。

②不審物や危険物を発見した場合の対応
会場で不審物や危険物(銃砲、刀剣類、可燃性薬品類、人に危害を与える恐れのある動物等)を発見した場合は、触らず・動かさず・近づかずに、直ちに現地警察本部に通報し、処理を専門家に委ねる。運営本部は、施設管理者と共同して立ち入り制限など、必要な措置を行う。

③不審物による負傷者発生時の対応

負傷者が発生した場合、運営本部は P13「(12)傷病者への対応」に沿って対応する。

④開会式の中断

開会式会場に危険が及ぶと判断される場合、運営本部は開会式を一時中断する。参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

⑤状況報告と再開の判断

運営本部は、不審物の状況等について、P25～26「緊急事案発生時の報告用紙」に必要事項を記載し、開会式の再開又は中止について、関係機関等と協議する。

(5)Jアラート等(弾道ミサイル発射・テロ発生等)が発信された場合への対応

①Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の対応

Jアラート等により、弾道ミサイルが日本に向けて発射され飛来する可能性がある旨や、テロ発生に関する情報が伝達され、開会式会場に危険が及ぶと判断される場合、運営本部は開会式を一時中断する。参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

②避難行動

屋内にいる者は、できるだけ窓から離れ、床に伏せて頭部を守る。
屋外にいる者は、近くの建物や地下(高架下等)があればそこに避難する。それが難しい場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

③被害発生時の対応

建物被害が発生した場合、運営本部はP7[(2)地震(津波を含む)発生時への対応]又はP8[(3)火災発生時の対応]に沿って対応する。

負傷者が発生した場合、運営本部はP13[(12)傷病者への対応]に沿って対応する。

④状況報告と再開の判断

運営本部は、弾道ミサイルの状況等について情報収集を行い、開会式の再開又は中止について、関係機関等と協議する。

(6)避難誘導への対応

①施設の安全確認と図面の確保

運営本部は、あらかじめ施設管理者と協議し、避難経路、非常口、避難場所の確認を行い、必要な図面を保管する。

②避難誘導方法の周知と体制の整備

運営本部は、避難誘導方法について係員に周知し、以下の諸点に注意して参加者等を迅速かつ安全に誘導できる体制を整える。

ア 避難経路図に基づいて、直近又は安全な非常口に誘導する。

イ 非常口や階段に避難者が殺到すると危険なので、落ち着いて順序良く避難させる。
ウ 誘導は大きな声で、焦らず冷静に、避難の方向及び非常口を明確に指示する。

エ 火災で煙の発生している通路等を避難する際は、ハンカチ等を口にあて、煙を吸わないように背中を低くして避難させる。

オ 避難する際は、ハイヒール等の動きにくい履き物は脱がせる。また、大きな荷物を持った際の避難は行わない。

カ 避難には、エレベーターを使用させない。

キ 避難の際は、消防活動等の妨げにならないようにさせる。また、一旦、場外へ避難した者は、指示があるまで場内には決して入らせないようにする。

ク 係員は、各担当所での避難が完了したことを確認した上で避難する。その後、避難場所へ集まり、避難状況を報告し、指示を受ける。

(7)事故への対応

①事故発生時の未然防止

参加者等の交通輸送に際し、実施時間の前後など、会場周辺が混雑すると想定される時間帯には、運営本部は関係機関等の協力を得て大会参加者等の誘導に必要な人員を配置する。

②会場(敷地内を含む)における事故への対応

運営本部は、会場地において交通事故等の事故を認知した場合は、直ちに現地警察本部に通報を行うとともに、負傷者が発生した場合はP13[(12)傷病者への対応]に沿って対応する。

③会場外における事故への対応

参加者等から交通事故等の発生について連絡を受けた場合、運営本部は事故状況をなるべく正確に聞き取り、P25[緊急事案発生時の報告用紙]に必要事項を記載する。

(8)各事象発生時のアウンス(例)

ア 地震発生時(震度4以上)又は緊急地震速報発令時

ただいま地震が発生しました(緊急地震速報が発表されました)ので、総合開会式を一時中断します。揺れに備えて、床に伏せ頭部を守る体勢をとってください。現在、係員が状況を確認していますので、指示があるまでそのままお待ちください。

ア-1 施設の安全が確認され、避難せずに開会式を再開する場合

先ほど発生した地震による伊勢市の震度は○、この地震による津波の心配はありません。施設の安全が確認されましたので、これから総合開会式を再開します。

ア-2 開会式を中止し避難を行う場合

先ほど発生した地震の震度は○です。総合開会式を一時中断し、ただいまから避難していただきます。

係員が誘導しますので、その指示にしたがい、落ち着いて避難を開始してください。なお、お身体の不自由な方、ご高齢の方、お子さまなどがいらっしゃいましたら、助け合ってくださいますよう、ご協力をお願いします。

ア-3 南海トラフ地震に関する情報が発表された時

先ほど気象庁より、南海トラフ地震に関する情報が発表されました。巨大地震が発生するおそれが高まっていると考えられることから、万が一に備え、皆さんの安全のため総合開会式を一時中断し、ただいまより避難していただきます。
(以下、ア-2 後段と同内容)

イ 火災が発生し、避難を行う場合

施設内で火災が発生しています。総合開会式を一時中断し、ただいまから避難していただきます。
(以下、ア-2 後段と同内容)

ウ 不審物持ち込みの可能性があるため、避難を行う場合

ただいま施設内に不審物が持ち込まれている恐れが判明しました。万が一に備え、皆さんの安全のため総合開会式を一時中断し、ただいまより避難していただきます。
(以下、ア-2 後段と同内容)

工 弾道ミサイル発射等に関する情報が発表された時

ただいま弾道ミサイル発射に関する情報が発表されましたので、総合開会式を一時中断します。床に伏せて頭部を守る体勢をとってください。現在、係員が状況を確認していますので、指示があるまでそのままお待ちください。

(安全が確認された後の対応)

弾道ミサイルは日本の上空を通過した(領海外の海域に落下した)との情報が入りました。施設の安全が確認されましたので、これから総合開会式を再開します。

(9)感染症(はしか、新型インフルエンザ等)への対応

①感染症の予防啓発

運営本部は、大会開催前に全国高体連、各都道府県高体連等を通じて選手の体調管理の指導を促すとともに、大会プログラムや会場内の掲示物等を活用し、大会参加者等への啓発に努める。

②感染症発生時の対応

感染症の恐れがある参加者等が発生した場合、運営本部はP13「(12)傷病者への対応」に沿って対応するとともに、P25「緊急事案発生時の報告用紙」に必要事項を記載する。

(10)熱中症への対応

①熱中症の予防啓発と対策

運営本部は、大会開催前に全国高体連、各都道府県高体連等を通じて選手の体調管理の指導を促すとともに、大会プログラムや会場内の掲示物等を活用し、参加者等への指導・啓発に努める。また、開会式会場において参加者に飲料を提供し、熱中症対策を行う。

②熱中症発生時の対応

熱中症の恐れがある参加者等が発生した場合、運営本部はP13「(12)傷病者への対応」に沿って対応する。

※環境省の「熱中症環境保健マニュアル2014」を参照(P41～42 に抜粋)。

(11)食中毒(疑い含む)への対応

① 食中毒の予防啓発と対策

県実行委員会は、配宿センターと共同して、開催前に宿舎及び弁当業者に対する衛生講習会を実施するとともに、管轄の保健所に対して協力を要請し、必要な情報提供と協議を行う。また、大会プログラムや会場内の掲示物等を活用し、参加者等への指導・啓発に努める。

②屋食の喫食環境及び時間の徹底

運営本部は、配宿センターと共同して、弁当配付の際の手洗いの励行、弁当を直射日光下に放置しないこと、喫食時間を守ることなどの徹底を求める。

③食中毒(疑いを含む)発生時の対応

参加者等に嘔吐・発熱・下痢等を訴える者が複数発生するなど、食中毒発生が疑われる場合、運営本部はP13「(12)傷病者への対応」に沿って対応するとともに、P25「緊急事案発生時の報告用紙」に必要事項を記載する。

また、P28「平成30年度全国高等学校総合体育大会における食中毒(疑い)発生報告書」により管轄の保健所へ第一報を入れ、その指示に従う。

(12)傷病者への対応

※「平成30年度全国高等学校総合体育大会 総合開会式医療救護実施要領」に基づき対応する。

①移動救護

傷病者を早期発見し、救護所へ連絡、移送等を行う。

②救護所

ア 救護所における処置及び記録について

(ア)収容した全傷病者をP29「救護記録」【様式第1号】に記録する。

(イ)傷病者に対して医師の指示による処置を行った場合はP30「救護台帳」【様式第2号】に記録する。

イ 医療機関を受診する場合について

(ア)救急搬送をする場合は、救急車の出動を要請するとともに、傷病者の関係者に、傷病者への同行と救護本部等への事後報告等について依頼する。また、必要事項を救護台帳に記入し、速やかに救護本部へ提出する。

(イ)医師の判断及び傷病者の意志により、救急搬送せず個別に医療機関を受診する場合は上記と同様の手順(救急車の手配を除く)を行い、医療機関を紹介する。

※傷病者が高校生の場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求に係る申請書類(3枚1綴)を交付する。

・ P33「医療等の状況」【別紙3(1)】

・ P34「医療等の状況」(柔道整復師から施術を受けた場合等用)【別紙3(3)】

・ P35「調剤報酬明細書」【別紙3(7)】

ウ 当日の業務終了後、P29「救護記録」、P30「救護台帳」、およびP31「取扱傷病者一覧表(救護所用)」【様式第3号】を救護本部へ提出する。

③救護本部

救護所より提出のあったP29「救護記録」、P30「救護台帳」及びP31「取扱傷病者一覧表(救護所用)」を取りまとめ、P32「総合開会式取扱傷病者一覧表」【様式第4号】を作成する。

(13)拾得物・遺失物・迷子への対応

運営本部は、会場で下記の対応を行う。

①拾得物届出の場合

担当者は届出人の名前・住所・連絡先を確認し、P37「拾得物届出一覧表」に必要事項を記入する。なお、届出人の名前、連絡先等については、届出人が匿名での取り扱いを

希望する場合は無理に聞き出す必要はない。

また、P38「落し物を届けていただいた方へ」の文章を読んでもらい、拾得者の権利について説明のうえ、権利放棄の有無を確認しP37「拾得物届出一覧表」に記入する。

②遺失物届出の場合

遺失物の種類、数量、形状、品質、及び特徴を詳しく聴取し、P39「遺失物届出一覧表」に必要事項を記入する。

③遺失物が発見された場合(拾得物と遺失物が一致した場合を含む。)

次のことを確認した上で返却を行い、P37「拾得物届出一覧表」及びP39「遺失物届出一覧表」に記入した該当遺失物の返却済欄にチェックを入れる。

- ・ 免許証、学生証等により、届出人の名前・住所等を確認する。
- ・ 内容物を確認する必要があるときは、届出人の承諾を得て、複製の担当者で確認する。
- ・ 拾得者への連絡が必要な場合は、連絡を行う。

④拾得物の事後処理

開会式終了後も拾得物が残っている場合、運営本部は取扱いを三重県実行委員会に引き継ぎ、施設管理者には、拾得物一覧表のコピー(署名欄の個人情報情報を消去したもの)を提出する。三重県実行委員会が取り扱いを行う期間を経過しても返却できなない場合は、P37「拾得物届出一覧表」及びP40「提出書」を添え、1週間以内に伊勢警察署に引き渡す。

⑤迷子を発見した場合

会場内又は会場周辺で迷子を発見した場合は、運営本部に連絡し対応する。運営本部は、迷子を保護等に引き渡すまでの間保護し、保護者等から求められたら引き渡す。保護者等が現れなかった迷子については、伊勢警察署に引き継ぐ。

迷子又は迷子の保護者等の発見が困難と判断した時は、速やかに伊勢警察署へ通報し、捜索を依頼する。

(14)撮影(盗撮等の不審者)への対応

運営本部は、参加者等のID管理による立入りエリア制限を設定し係員、警備員等による会場内外の警戒を行うことで、不審者の抑制を図る。

以下の場合は、不審者(又はその疑い)と判断し、注意喚起・内容確認等を行う。

- ① 撮影許可を取得せず報道用撮影許可エリアで撮影を行っている者
- ② 一般観覧者から通報があった場合
- ③ 式典進行等の妨げになる場合

注意喚起や、内容確認の依頼を行ったが従わない場合、又は、撮影内容がふさわしくないと判断した場合は、現地警察本部に通報を行い、協力を要請する。

(15)一般観覧者等とのトラブルへの対応

一般観覧者どうし、又は地域住民とのトラブルが発生した場合、運営本部は、現場の様子を確認の上で臨機応変に対応し、必要に応じて現地警察本部に通報を行い、協力を要請する。

(16)禁止行為等への対応

①会場内で持込禁止物品を発見した場合

式典区域・管理区域内でP17「持込禁止物」を発見した場合、口頭により注意を行い、区域からの退出を促すか、持込禁止物品を預かるとともに、運営本部係員に報告する。

②禁止行為を発見した場合

式典区域・管理区域・周辺区域内において、P18に定める「禁止行為」を行った者又は行うおそれのある者を見つけた場合は、口頭により注意を行い、区域からの退出を促すとともに、運営本部係員に報告する。

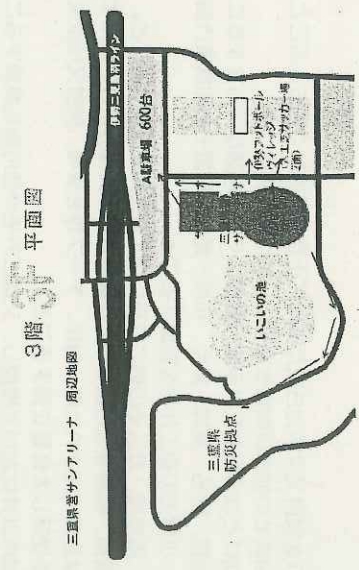
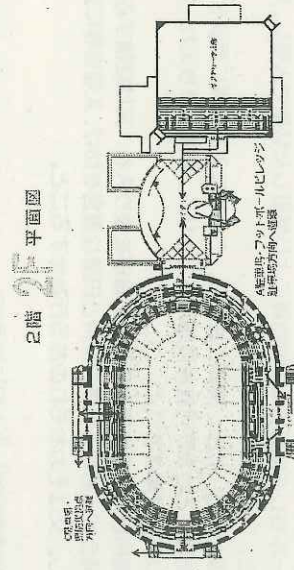
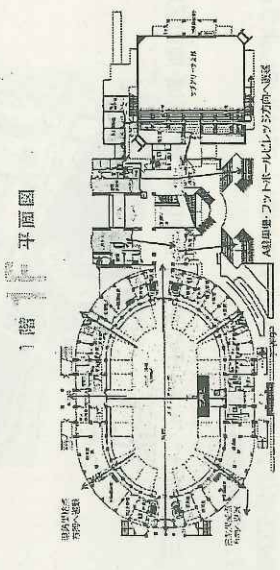
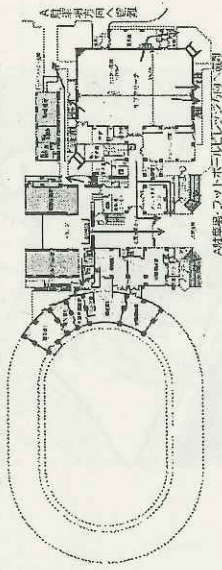
③注意に従わない場合等

注意に従わない者がいる場合やその行為が悪質又は重大な事態に発展すると判断される場合は、必要に応じて運営本部および現地警察本部に通報を行い、協力を要請する。

(17)気象情報・交通情報等の入手方法

情報	情報元(http:// (は省略) ※平成30年3月9日現在
防災全般	「防災みえ」ホームページ www.bosaimie.jp/
天気全般 (大雨・暴風等)	津地方気象台ホームページ www.jma-net.go.jp/tsu/
気象・防災 関連情報	気象庁ホームページ(三重県の防災情報) www.jma.go.jp/jma/bosai/mie.html 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 soramame.talki.go.jp/
光化学オキシダ ント・PM2.5	光化学スモッグ(三重県環境生活部) www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12472014776.htm 今日の光化学スモッグ発生状況(三重県環境生活部) talki-kanshi.eco.pref.mie.lg.jp/kanky/hatsurei/hatsureijyokyo.html
熱中症指数 (WBGT)	環境省熱中症予防情報サイト www.wbgt-env.go.jp/
近畿日本鉄道	www.kintetsu.co.jp/
JR 東海	jr-central.co.jp/
三重交通	www.sanco.co.jp/
道路交通情報 Now!(日本道路交通情報センター)	www.jartc.or.jp/
iHighway 中日本(中日本高速道路株式会社)	c-highway.jp/web/map_tokai.html

(参考)三重県サンアリーナ 避難経路図



(参考)総合開会式会場等における持込禁止物・禁止行為

<持込禁止物>

【周辺区域及び管理区域】

- ① 鉄砲、準空気銃及び模造拳銃
- ② 刀剣類、模造刀剣類、包丁、ナイフ類、農具類、カッターナイフ、カミソリ、ハサミ、針その他の鋭利な物
- ③ 毒物、劇物、その他の有害な物質
- ④ 爆発物、火薬、照明弾、爆煙筒、爆竹、花火、油類その他の可燃性の危険物
- ⑤ 石、弓矢、吹矢、材木、鉄パイプ、工具類、チェーン、スタンガンその他凶器として使用されるおそれのある物
- ⑥ ラジコン、無人航空機等(いわゆるドローン等で重量200グラム未満の物を含む。)
- ⑦ ボール類、ブーメランその他投てきにより他人に危害を加えるおそれのある物
- ⑧ 開会式の運営に支障を及ぼす恐れのある看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、風船、アドバルーン、ゼッケン、プラカード、文書、図画その他の印刷物
- ⑨ 酒類
- ⑩ 塗料類
- ⑪ キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート及びびローラー付きシューズその他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- ⑫ 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン及び小型ラジオを除く。)
- ⑬ その他入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

【式典区域】 ※上記に加えて

- ① ビン類、缶類、ペットボトル、水筒
- ② ドライアイス、凍結物
- ③ 傘類(折り畳み傘を含む。)
- ④ 投光器、懐中電灯、レーザーポインター、ペンライトその他の光を発する物
- ⑤ ホイッスル、ガスホーン、拡声器、楽器、オーディオ機器、防犯ブザーその他大音量を発生することができる物
- ⑥ 動物類(身体障がい者補助犬を除く。)
- ⑦ 旅行用鞆、ベビーカーその他の観客席通路の通行に支障を来すおそれのある大型又は大量の荷物
- ⑧ その他開会式の運営もしくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

＜禁止行為＞

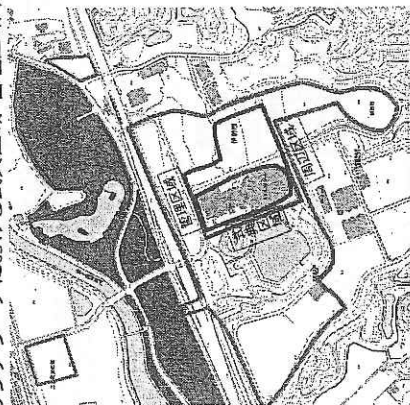
【周辺区域】

- ① 立ち入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。
- ② 文書、図画その他の印刷物を頒布し、又は掲出すること。
- ③ 通行の妨げとなる行為又は示威行動もしくはけん闘な行為をすること。
- ④ 宣伝、勧誘、署名、演説、集会、布教、売店の設置その他営業行動等を行うこと。
- ⑤ テント、小屋その他工作物を設置すること。
- ⑥ 焚き火、電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること。
- ⑦ 施設、設備、機器等を汚損もしくは破損させ、又はみだりに操作すること。
- ⑧ 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
- ⑨ 機器等を使用し大音響を発すること。
- ⑩ 所定の場所以外において喫煙し、又はごみその他汚物を廃棄すること。
- ⑪ アルコールもしくは薬物その他物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとすること。
- ⑫ 入場者を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、もしくは入場者等に面会を強要すること。
- ⑬ 会長が発行する駐車許可証を携帯することなく、車両を乗り入れ、又は会長が指定する場所以外に駐車すること。
- ⑭ 所定の場所以外へ自転車もしくは二輪車を乗り入れ、又は駐輪すること。
- ⑮ その他開会式における秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

【管理区域及び式典区域】※上記に加えて、

- ① 本人名義の正当なIDカードを所持せずに入場し、又は入場しようとする事。
- ② 物を投げ、又は発射すること。

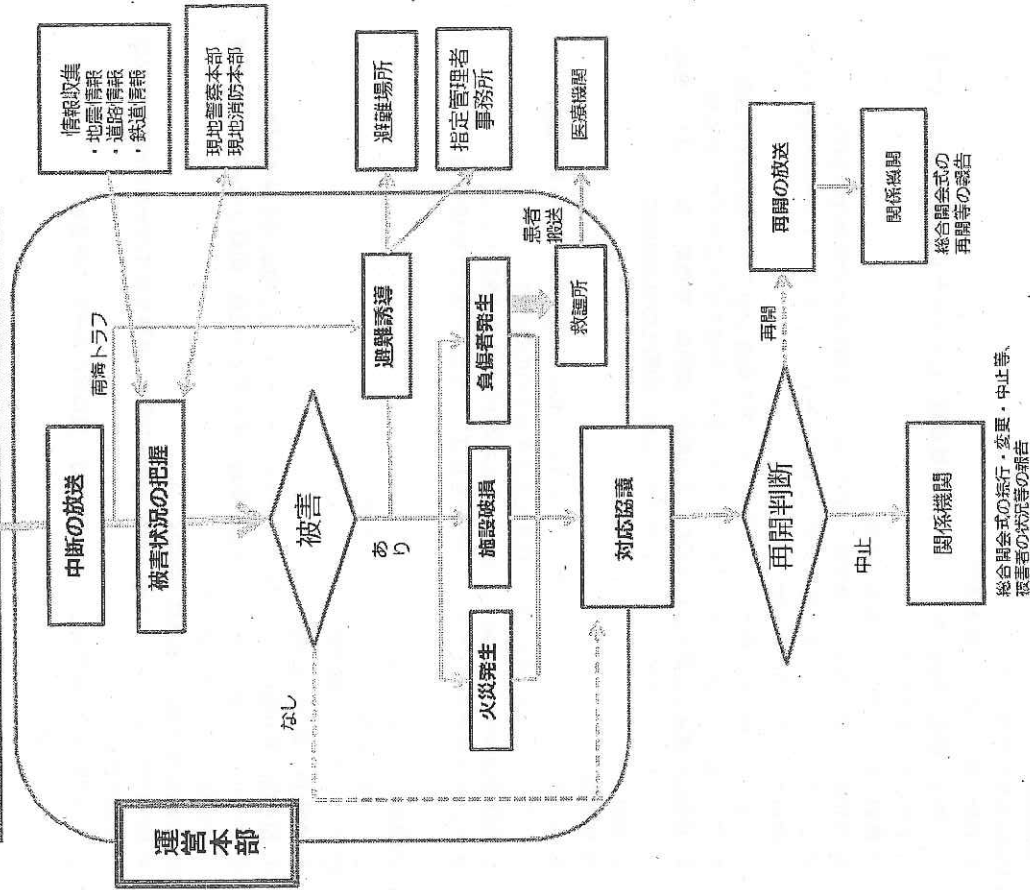
(参考)三重県営サンアリーナにおける式典区域・管理区域・周辺区域の区分



4 事象別対応のフローチャート

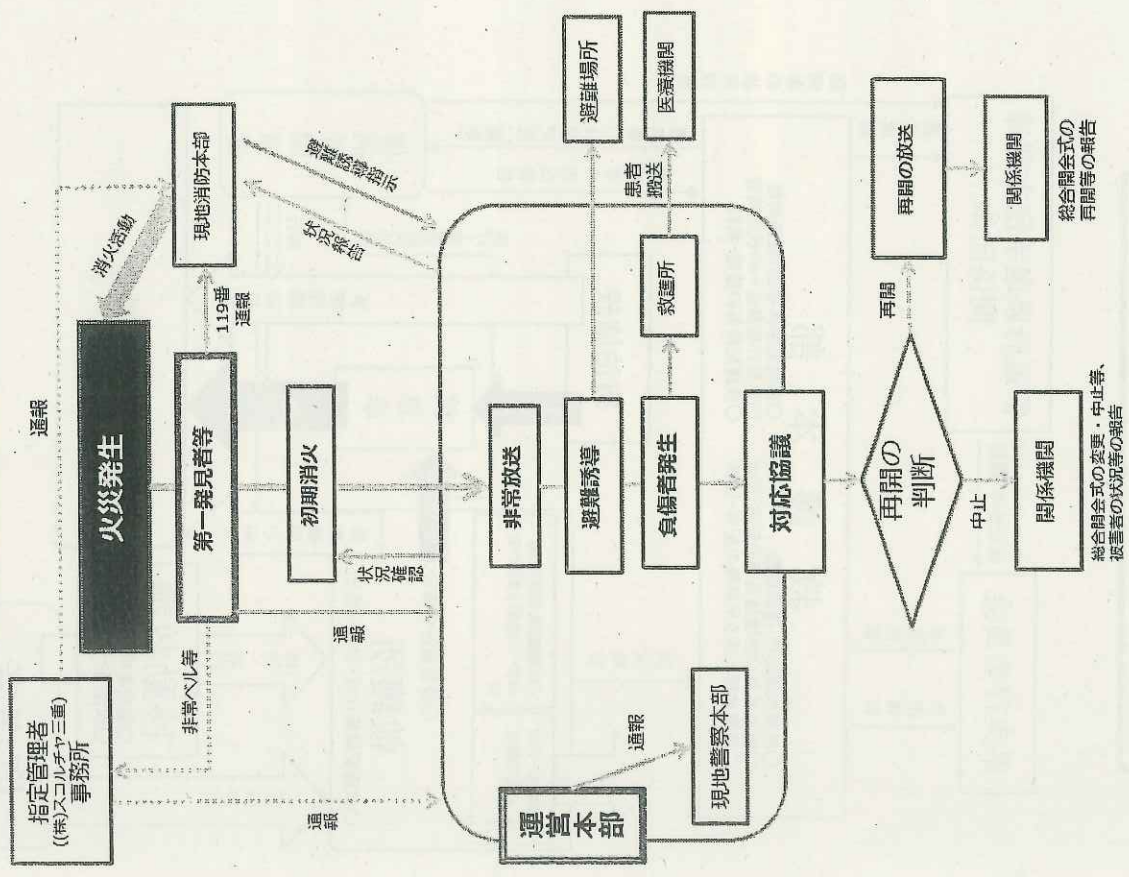
地震 (津波を含む)における対応フロー

地震(震度4以上)発生・緊急地震速報発令・南海トラフ地震に関する情報発表

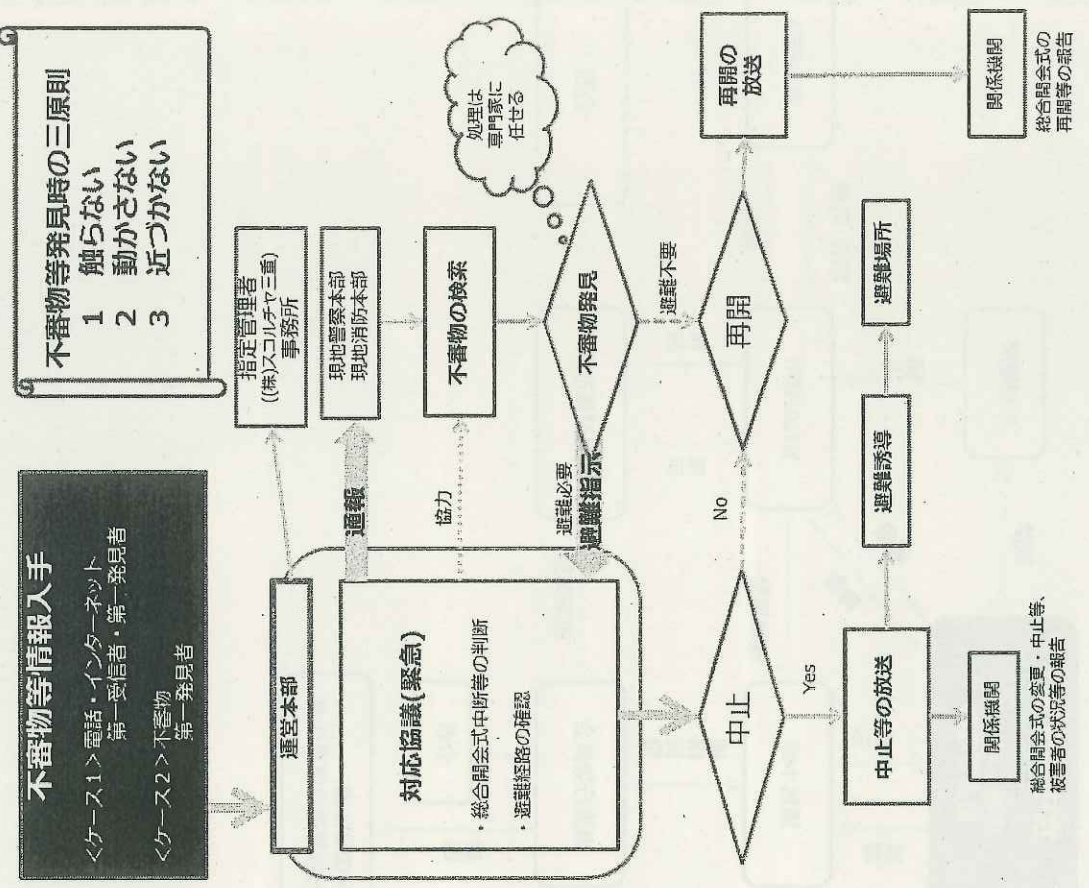


総合開会式の発行・変更・中止等、被害者の状況等の報告
関係機関
総合開会式の再開章の認可

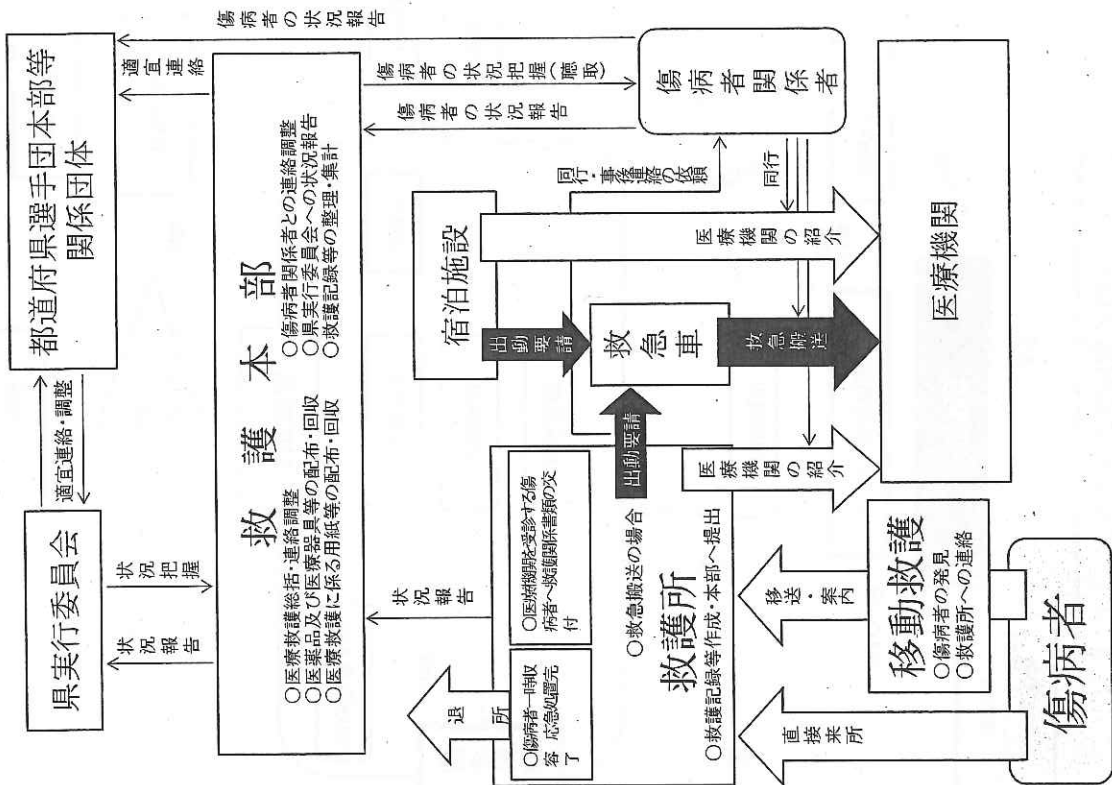
火災における対応フロー



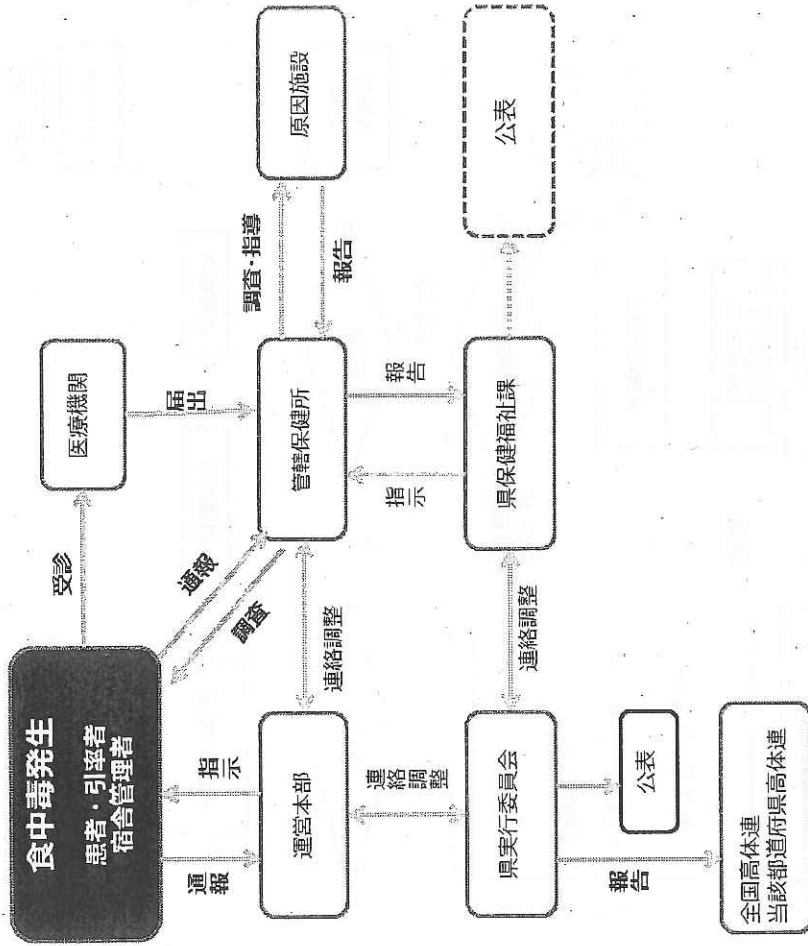
不審物等における対応フロー



傷病者発生における対応フロー



食中毒(疑い)発生時における対応フロー



緊急事案発生時の報告用紙

- 1 担当係 ()係
- 2 事故等発生日時 平成 30 年 8 月 1 日(水曜日) 午前・午後 時 分
- 3 事故発生場所 []
- 4 事案の内容

事故(交通事故等)・災害(大雨、暴風、落雷、地震等)・その他()

5 被災者

人数	計	人	
フリガナ		年齢() 歳 区分() ※下段参照	
名前			
住所			
所属		連絡先:	
(区分)1 選手	2 監督	3 運営本部係員	4 運営本部補助員
5 出演者	6 観覧者	7 その他()	

6 概要

(1)発生時の状況

(2)発生後の処置

(3)原因の特定

(4)経過及び現状

7 被災者の搬送先

医療機関	所在	連絡先
(病院・医院・診療所)		

8 搬送先への同行者

(1)被災者の関係者

役職・名前	連絡先(携帯)

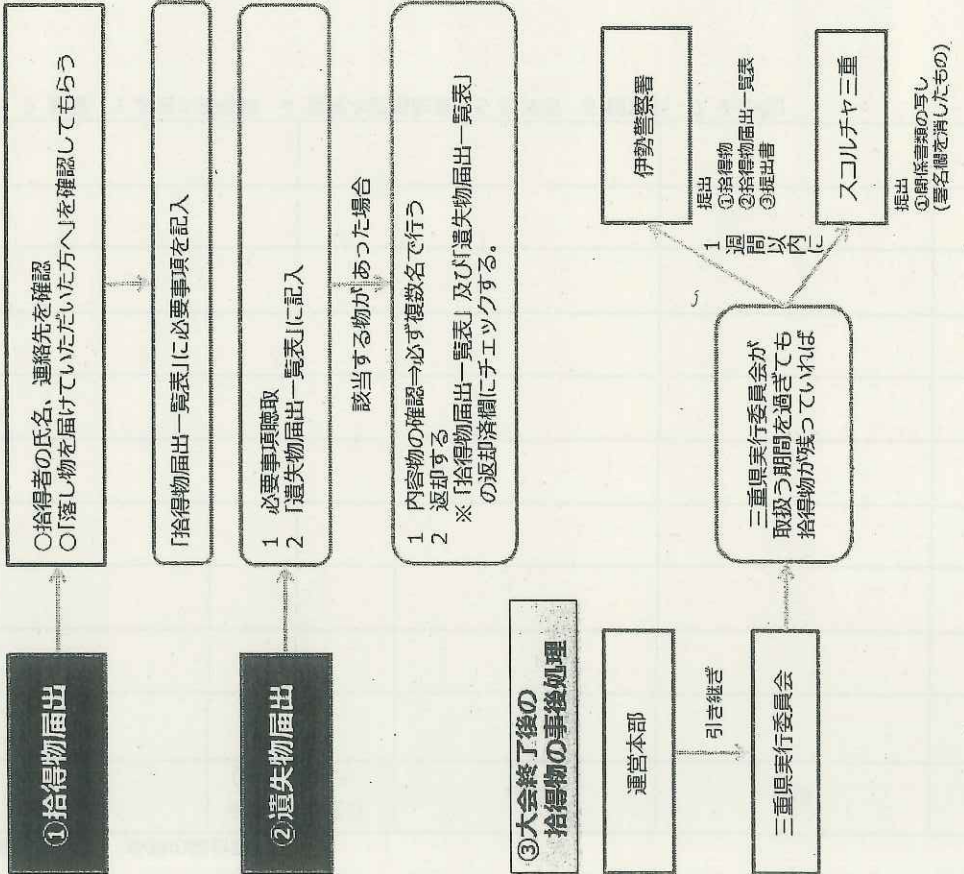
(2)大会の関係者

役職・名前	連絡先(携帯)

9 本紙記入者

役職・名前	連絡先(携帯)

拾得物・遺失物における対応フロー



別紙様式 6

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会における食中毒(疑い)発生報告書

平成 年 月 日

三重県健康福祉部食品安全課長 あて
(又は四日市市保健所衛生指導課長)

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会 実行委員長

(連絡先)
担当者名 _____
Tel _____

下記のとおり、発症者がいますので通報します。

情報を受けた月日	月 日 ()	午前・午後	時 分
届出・通報者の名前等	住所 名 前 (病院・医院 Tel _____)		
初診月日	月 日 ()	午前・午後	時 分
発生月日	月 日 ()	午前・午後	時 分
発生場所			
傷病者(発症者)数			
傷病者(発症者)の所属団体名等	団体の名称： 団体の規模：約 _____ 人 競技の種類： 宿泊施設名：		
主な症状(○で囲む)	吐き気、嘔吐： 回、腹痛、下痢： 回(軟便・水様・血便) 発熱： _____℃、頭痛、悪寒、その他		

事件の概要

1. いつ、どこで、だれがどうしたかを記入する。
2. 団体の場合は責任者の氏名・職名・携帯電話番号・連絡方法を記入する。
3. その他参考となるものを記入する。

発症記録簿

(様式第1号)

平成 30 年 8 月 1 日 (水) (第 _____ 救護所)

発症者(三重県陸上スポーツ)

選手 No.	区分	都道府県名	学校名(所属名) 名前	性別	年齢	退所時刻	症状及び病名	処置	備考(送付先等)
	藤田・池田	藤田・池田		男	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()
	藤田・池田	藤田・池田		女	()				()

※ 区分の欄は選手・監督・役員・補助員・庄遊球・その他の区分を○で囲む。

救護台帳

本紙記入者名() 救護本部・救護所 控

傷病発生時刻	平成 30 年 月 日 () 時刻	受付 No.
取扱場所	会場名：三重県営サンアリーナ 競技種目：総合開会式	
傷病者	救護所名：	
	区分	選手・監督・役員・補助員・出演者・その他()
	名前	性別 男・女 年齢 歳 学年 (年)
	都道府県	所属校(勤務先)名 所屬(勤務)・TEL
症状訴え等	※一般観覧者の場合の住所等連絡先 総合開会式	
傷病名	外科的疾患(擦過傷・切傷・打撲・捻挫・筋肉痛・関節痛・肉離れ・骨折・脱臼・その他) 内科的疾患(熱中症・頭痛・吐き気・嘔吐・腹痛・下痢・発熱・風邪・めまい・その他) 歯科	
処置概要 症状訴え等		
診療医師名	医療機関への搬送 (救急車 ・ その他の手段) ・ 無	
同行者名	傷病者が医療機関を受診する場合の記入欄(救急搬送を含む) 同行者の 電話番号等	

搬送先医療機関名	救護本部用記入欄 記入者()
傷病者の状況及び処置結果等	所在地・連絡先等

※ 受付 No. の欄には、救護記録(様式第 1 号)の No. と一致させてください。
 ※ 本枠は原則として医師があるいは医師の指示により記入してください。
 ※ 傷病者が医療機関を受診する場合、「傷病者が医療機関を受診する場合の記入欄」を記入してください。
 ※ 傷病者の搬送後、本紙を速やかに救護本部へ提出してください。

取扱傷病者一覧表(救護所用)

平成 30 年 8 月 1 日(水)

(第)救護所 会場名 (三重県営サンアリーナ) 三重県実行委員会

病名	性別	選手	監督	役員	補員	出陣者	その他	小計	合計
1 外傷	男								
	女								
2 打撲	男								
	女								
3 筋肉痛	男								
	女								
4 関節痛	男								
	女								
5 骨折	男								
	女								
6 脱臼	男								
	女								
7 その他	男								
	女								
小計	男								
	女								
熱中症	男								
	女								
頭痛	男								
	女								
嘔吐	男								
	女								
腹痛	男								
	女								
下痢	男								
	女								
発熱	男								
	女								
風邪	男								
	女								
めまい	男								
	女								
その他	男								
	女								
小計	男								
	女								
歯科	男								
	女								
計	男								
	女								
合計	男								
	女								
計	男								
	女								
計	男								
	女								
計	男								
	女								
計	男								
	女								
計	男								
	女								

注) 取扱傷病者のうち医療機関へ搬送した者については、搬送手別に(救)(他)欄に人数を内数で記入する。

総合開会式取扱傷病者一覧表(救護本部用)

平成30年8月1日(水)

(第 第) 救護所 会場名 (三重県営サンアリーナ) 三重県実行委員会

Table with columns for patient name, sex, age, and various medical conditions (1-7). Rows are categorized by '外科' (Surgery) and '内科' (Internal Medicine).

(注) 取扱傷病者のうち医療機関へ搬送した者については、搬送手別に(救)(他)欄に入数を内数で記入する。

医療等の状況

立 学校(園)

平成 年 月 日

Form for patient information including name, sex, date of birth, and medical history (injury name, start date, treatment dates, etc.).

医療機関へお願い

診療報酬請求点数及び負担金額欄中、空欄となる上位けた数値は、×印等で抹消してください。

上記のとおりです。

平成 年 月 日 医療機関所在地及び名称

Table for medical charges and points, including columns for outpatient, inpatient, and total charges, and corresponding points.

- (注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。
2 病院又は診療所における医師の療養と歯科の療養は、それぞれ別業とすること。
3 入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。
4 ※印は、記入しないこと。
5 この医療等の状況の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

【お願い】 上記証明において公費負担医療制度を利用した場合(下欄の記入にご協力ください。)

Form for public medical insurance system utilization, including checkboxes for various insurance types and a signature field.

「医療等の状況」等の記入方法

いつも、災害共済給付業務にご協力をいただきありがとうございます。
 給付申請の医療等の状況欄は、以下の記入例を参考に、適切な項目に必要事項を記入してください。

- ① センターに提出いただく用紙「医療等の状況」は主に3種類あります。
- ② 病院、歯科医院→別紙3(1)、③ 柔道整復師→別紙3(3)、④ 鍼灸師→別紙3(4)
- ⑤ 院外処方の場合、別に調剤薬局で「調剤説明細書」を記入していただく必要があります。
- ⑥ 療養費ごとに記入してください。
- ⑦ 総医療費(10割分の点数)を記入してください。

病院・歯科医院での記入例

この枠内の記入をお願いします。

療養費を記入してください。
 学校の管理下での災害による傷病名のみ記入してください。

入院・外来の合計を記入してください。

保険外診療や学校の管理下と関係のない傷病(虫歯など)について同時に治療を受けた場合は、その分の点数を除いて記入してください。

食事療養標準負担額を記入してください。
 (調剤世帯で、1日3食で3日間入院する場合は、例にあるように260円×3食×3日で2,340円となります。)

証明日、医療機関所在地及び名称、氏名、押印をお願いします。

調剤薬局での記入例

この枠内の記入をお願いします。

療養費を記入してください。

処方箋を発行した医療機関名、保険医師名を記入してください(調剤薬局名ではない)。

診療開始日以前の処方・調剤分は記入しないようにお願いします。

証明日、薬局所在地及び名称、氏名、押印をお願いします。

学校の先生方へ この5の用紙を「医療等の状況」と共に保護者にお渡しください。

拾得物届出票

処理 番号	拾得物(種類及数量)※1 時刻	場所	届出者		住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
			姓	名							
1			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
2			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
3			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
4			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
5			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
6			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
7			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
8			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名
9			氏名	住所	住所	性別	年齢	職業	住所	電話番号	氏名

※1 現金の場合は金額を、キヤシウカー下巻の場合はその金額を記入する。
 ※2 持ち主が発見された場合の拾得品請求権、又は発見された場合の所有権取得権を放棄する場合には「X」を入れる。

平成 年 月 日

伊勢警察署長 様

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会
三重県実行委員会 会長 鈴木 英敏 (公)省(略)

提出書

遺失物法第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定により、別添一覽のとおり物件を提出し
ます。

●熱中症とは

熱中症とは、熱に中る(あたる)という意味で、暑熱環境によって生じる障害の総称です。熱中症にはいくつかの病型がありますが、重症な病型である熱射病を起すと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度が高い場合に発生しています。暑い中では、体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がりません。熱中症予防のための運動方法、水分補給等を工夫することは、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングとポイントにおいて大変重要です。正しく理解し、学校の管理下で起こる熱中症事故を予防しましょう!

●熱中症はこんな病気でず!! 熱中症で起こるこんな障害

熱中症とは、暑さの中で起こる障害の総称です。大きく次の4つに分けることができます。

熱失神

炎天下にじっとしていたり、立ち上がったたりした時、運動後などに起こる。皮膚血管の拡張と下腹への血液貯留のために血圧が低下、脳血流が減少して起こるもので、めまいや失神(一過性の意識障害)などの症状がみられます。一足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。

熱けいれん

大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や顔面のけいれんと筋肉痛が起こる。→生理食塩水(0.9%食塩水)など適いめの食塩水や点滴により通常は回復する。

熱疲労

脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などの症状が起こる。体温の上昇は顕著ではない。→0.2% 食塩水、スポーツドリンクなどで水分、塩分を補給することにより通常は回復する。嘔吐などにより水分が飲めない場合には、点滴などの医療処置が必要。

熱射病

体温調節が破綻して起こり、高体温と意識障害が特徴である。意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度は様々である。脱水が背景にあることが多く、血液凝固障害、脳、肝、腎、心、肺などの全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。→救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっている。救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始する。

★ 反応が鈍い、言動がおかしいなど少しでも意識障害がある場合には、重症の熱射病を疑ってください。

★ 熱中症を4つの病型に分けて、病態と対処法を説明しましたが、実際の例ではこれらの病型に明確に分かれているわけではなく、脱水、塩分の不足、循環不全、体温上昇などがさまざまな程度に組み合わさっていると考えられます。したがって、救急処置は病型によって判断するよりも重症度に応じて対処するのがよいでしょう。特に熱射病が疑われるときは、迅速に対応する必要が保ります。

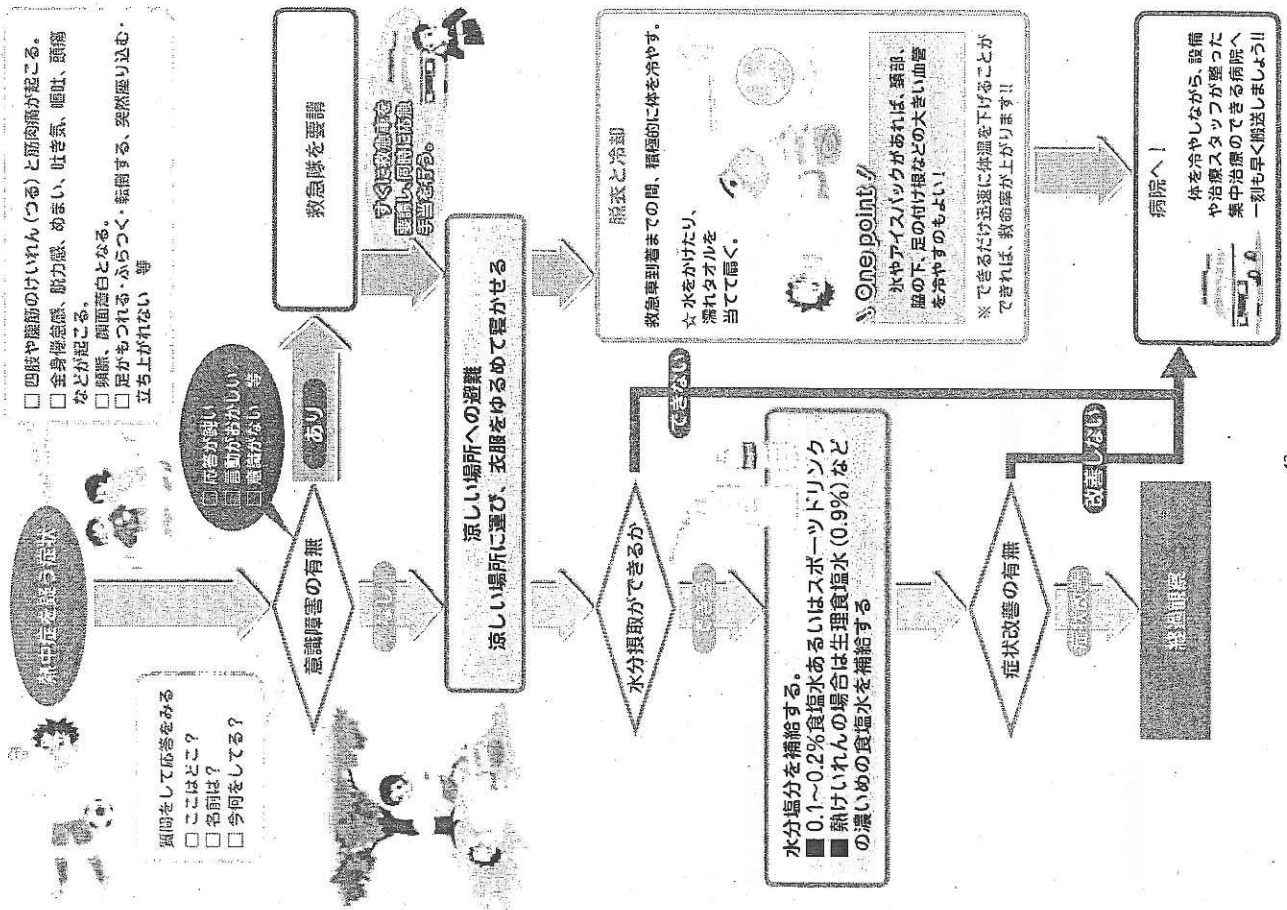
●こんなときは要注意!! 熱中症が起りやすい条件とは?

★ 高湿度・急な温度上昇などには要注意!! 日中の暑い時間帯は避けて行動しよう! 一居熱馴化が必要ですが一気温が高いと熱中症の危険が高まりますが、それほど気温が高くなくても湿度が高い場合は発生します。また、梅雨明けなどに急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生します。暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていきます。発生時刻では、10時から16時の間に多くみられますが、暑い季節は、朝夕夕方でも熱中症が発生することがあります。

★ 肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調が悪い人は要注意! 一7割以上が肥満傾向の人一肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調が悪い人は熱中症を起しやすいです。特に、学校の管理下の熱中症死亡事故は、7割以上が肥満傾向の人です。

★ ランニング、ダンスの繰り返しには気を付けて! 学校の管理下で起きている熱中症の事故は、運動部の活動中に起きているものがほとんどです。種目は野球、ラグビー、サッカー、柔道、剣道など多岐にわたります。(P6グラフ参照)。練習内容を見ると、ランニング、ダンスの繰り返しによるものが多く、特に注意が必要です。

熱中症対応フロー



平成 30 年度全国高等学校総合体育大会における

個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて

公益財団法人全国高等学校体育連盟

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会開催県実行委員会

(三重県・岐阜県・愛知県・静岡県・和歌山県)

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会会場地市町実行委員会

公益財団法人全国高等学校体育連盟、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会開催県実行委員会(以下「県実行委員会」という。)及び平成 30 年度全国高等学校総合体育大会会場地市町実行委員会(以下「会場地市町実行委員会」という。)は、大会参加申込書等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応します。

1 参加申込書に記載された個人情報の取扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。
- (4) 組合せ等の内容が大会関連ホームページに掲載されることがあります。
- (5) 氏名・学校名・学年については、報道の正確性を期すため、大会開催前に報道機関に提供されることがあります。

2 競技結果(記録)等の取扱い

- (1) 三重県実行委員会が設置する記録センターを通じて公開されます。
- (2) 公益財団法人全国高等学校体育連盟、県実行委員会及び会場地市町実行委員会又はこれらに認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、県実行委員会及び会場地市町実行委員会が作成する大会報告書(以下「報告書」という。)に掲載されます。
- (4) 新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取扱い

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟、県実行委員会及び会場地市町実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関

連ホームページ等で公開されることあります。

- (2) 公益財団法人全国高等学校体育連盟、県実行委員会及び会場地市町実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットにより配信されることがあります。また、DVD 等に編集され、配付されることあります。
- (3) その他、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び県実行委員会等に許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがあります。

4 県実行委員会、会場地市町実行委員会の対応

- (1) 取得した個人情報を利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、前記取扱いに関する御承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。
- (3) 大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、県実行委員会及び会場地市町実行委員会と大会に関する契約をしている者、大会運営関係者及び会場にいられた観客の皆様につきましては、前記取扱いに関する御承諾をいただいたものとして対応させていただきます。
- (4) 個人情報等の掲載又は公開等に関する御質問は、以下の事務局まで御連絡ください。

連絡先・問い合わせ先

公益財団法人全国高等学校体育連盟事務局 03-6268-0027

平成30年度全国高等学校総合体育大会

三重県実行委員会事務局 059-224-2838

岐阜県実行委員会事務局 058-272-1111

静岡県実行委員会事務局 054-221-3784

愛知県実行委員会事務局 052-954-6819

全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会

和歌山県実行委員会事務局 073-441-2927

